

378

292

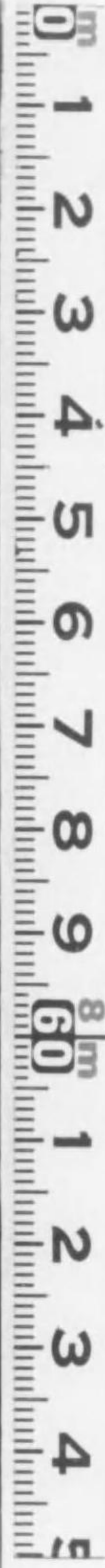
378-292



1200501453217

労働問題教程

君島清吉著



始



勞 働 問 題 教 程

內務省社會局勞務課長
內務省警察講習所講師

著 君 島 清 吉

良書普及會



勞働問題教程

內務省社會局勞務課長
內務省警察講習所講師
君島清吉著

良書普及會發兌



378-292

小序

一 本書は著者が最近五六年間、内務省警察講習所、府縣警察事務講習會、大藏省專賣局講習會等に於てこころみた労働問題に關する講義の材料を輯録したものである。

一 本書に收めた労働問題關係調査統計(別表)等は著者がその作成に關與せるところ尠ならず、本文の記述と相互表裏するものである。

一 本書題して教程といふ、書肆の命名せる所である。教程と謂はんには尙不備の點もあらう。然し本書が何程にても労働問題の研究に志す人を裨益し得るならば洵に幸である。

昭和六年七月一日

著者識

此の本を見たら、その本が、男の子が大学の教授
 である、性病には、
 一

労働問題教程 目次

第一章 社會問題の基礎觀念

第一節 社會問題の本質……………一

第二節 社會問題の内容及意義……………五

第三節 社會問題に對する見地……………八

第二章 労働問題の概念

第一節 労働問題の意義……………一

第二節 労働問題の發事情……………二

第三節 労働者の生活と思想……………一八

第三章 労働問題の對策

第一節 使用者側の對策……………二二

目次

暑から向山
行くか

目次

第二節 労働者側の對策……………二二
 第三節 國家の對策……………二三
 第四節 各種對策の思想的根據……………二八

第四章 労働運動

第一節 労働組合……………二九
 第一項 労働組合の本質……………二九
 第二項 労働組合の意義及種類……………三〇
 第三項 労働組合の本質的任務……………三一
 第四項 労働組合の内部組織……………三二
 第五項 労働組合の取引政策……………三三
 第六項 労働組合の事業……………三四
 第七項 労働組合の運動……………三五
 第八項 歐米諸國に於ける労働組合の發達……………三七
 第九項 我國に於ける労働組合の發達……………三九

第二節 労働爭議……………四二

第一項 労働爭議の本質及意義……………四二
 第二項 歐米諸國に於ける労働爭議の概況……………四三
 第三項 我國に於ける労働爭議の概況……………四四
 第三節 無産政黨……………五〇
 第一項 英國労働黨の發達……………五〇
 第二項 我國無産政黨の現狀……………五一

第五章 労働法制

第一節 労働法制の概念……………五三
 第二節 歐米諸國に於ける労働法制の概要……………五四
 第三節 我國に於ける労働法制の概要……………五六

第六章 結論……………六一

目次

三

追補 我國の農民運動 序説

緒言……………六三

第一節 我國農民運動の沿革……………六七

 第一項 足利時代より徳川時代を経て明治初年に至る……………六七

 第二項 明治初年より歐洲大戰前後に至る……………七〇

 第三項 歐洲大戰前後より現今に至る……………七一

第二節 近時に於ける我國農民運動勃興の原因……………七三

労働問題關係法律案

労働組合法案……………八一

労働争議調停法中改正法律案……………八九

船員保險法案……………九三

労働問題關係調査統計 (別表)

一 A 工場労働者數調……………一五

 一 B 鑛山、運輸、交通、通信、日傭労働者數調……………一八

 二 工場及鑛山數調……………二一

 三 A 労働組合數及組合員數概括表……………二一

 三 B 労働組合數及組合員數業態別表……………二二

 三 C 労働組合數及組合員數累年比較表……………二二

 三 D 主要労働組合一覽表……………二三

 四 A 同盟罷怠業工場閉鎖累年比較表……………二五

 四 B 同盟罷怠業工場閉鎖參加人員類別件數調表……………二六

 四 C 同盟罷怠業工場閉鎖要求事項表……………二七

 四 D 同盟罷怠業工場閉鎖繼續日數調表……………二八

 四 E 同盟罷怠業工場閉鎖業態別調表……………二九

 四 F 同盟罷怠業工場閉鎖結果表……………三一

 四 G 労働争議調停件數比較表……………三三

 四 H 労働争議調停者種別表……………三三

五 無産政黨各派の選舉結果表……………三四

目次

六 A 地主、小作人、自作人調	一三六
六 B 小作人、地主組合及組合員數累年比較表	一三七
六 C 主要小作人組合一覽表	一三七
七 小作爭議件數等累年比較表	一三九
八 國際勞働總會採擇條約案に對する各國措置一覽表	一四〇

勞働問題教程

君 島 清 吉 著

第一章 社會問題の基礎觀念

第一節 社會問題の本質

一 俚語に一寸の蟲にも五分の魂といふが、凡そ人間として生をこの世に享くるものは、賢愚を論ぜず、それづくに人生の目的或は個人理想といふものについて何らかの考を懷かぬものはないであらう。愛慾、名譽、富貴は凡人の希ふところなりや否やは知らず、菜根譚は道德に棲守せよと訓へ、萬葉集には酒壺になりてしかも酒にしみなむと歌つた風流人が

ある。

考へることは近代人の一特質とも稱せられる。而して、近代の多數人に共通した人生の目的、個人の理想としてルヨブレンタノ *Lajo Brentano* は萬人最高完成 *höchste Vollendung Aller* と云ふことを説いてゐる。

すなはち雲を凌ぐ巨杉も、名もなき野邊の草も、持つて生れたいのちの尊さにかはりはない。ものみな存在はそれ自身が目的で、決して他の手段ではない。人間は英才と凡庸とを問はず、各人の天資をできるだけ充分に發達させ、この發展に應じて各人が文化の成果を享受することに、人生の意義がある。これが人生の目的、個人の理想であるといふのである。ブレンタノのこの主張は、彼の言によれば既に新約聖書中にも示され、また文藝復興の精神とも合致し、又近世哲學の思想と同一のものであるといふ。まことに社會問題の研究に志すものにとりては、このブレンタノの主張は共鳴を禁じ得ぬところである。

二 抑、人は孤獨では生存し得ない、社會といふ共同團體を組織してゐる。多數者はこの社會組織のもとに互に相倚り相扶けて生活してゐる。いつの世にか神は人間に男女の別を授けられたが、こゝに夫婦を生じ、親子同胞を生じ、家族は發展して種族となり、更に發展して國家社會の形成を見るに至つた。たゞかくの如き共同團體の存在は、これを組織する各人をして眞に人生の意義を全うせしめ、或は個人の理想を實現するに都合よきものでなければならぬ。これ以外に別に社會の任務も社會の目的もあるべき筈はない。然るに既往は暫く措き、今日の社會組織は人々の生存乃至生活を保障するに必ずしも充分でないといはれるのである。就中人々の社會生活に最も重要な關係ある經濟上の所得の問題については、人々の理想に合致せざるものが甚しいとせられる。現在の社會組織に於て萬人共通の理想を實現せしむるが如きは不可能といはれるのである。

三 各人の理想と社會の實狀との不調和より生ずる一切の問題は即ち社會問題といはれるものである。

ある形態のもとに於ける社會組織がある人々の生存乃至生活のために好都合なるときは、それらの人々の屬する階級は一應はその形態の社會組織の維持に力めるであらう。併しそれが他の人々の生存乃至生活のためには都合悪しとせられるときは、これに對しては自己等に有利に變革せんことを企圖するであらう。社會問題は畢竟相互に調和し得ざる社會階級間に起る利害衝突の問題であると説かれるのを普通とする。

第二節 社會問題の内容及意義

一 社會問題の内容はこれを二方面より考察し得る。

(イ) 經濟的方面

現代の社會に於ける經濟組織の特徴は交易經濟なること、而して物資の生産は營利を目的として行はれることである。その結果業務上の競争が起り、各企業者は市場を獨占せんと工夫するに至り、資本の集注的傾向が強くなり貧富の懸隔は次第に擴大されるに至つた。労働者と資本家とは階級的に對立するやうになつた。生産の結果と労働の報酬とは交渉が無く、勞銀と利潤との關係は生産費と餘利との關係に相應する。かくの如き經濟組織に於ける労働者と資本家との利害關係は社會問題の發生を已むを得ざらしむるものである。

(ロ) 人格的方面

現今の人々が一面に於て個人生活に關して人格の尊嚴に目ざめ、他面に於て社會生活に關して一般的の道德規律を有するに至れることは十八世紀以後のことに屬する。而も近代に於ける功利主義、享樂主義の倫理觀は一部先覺者の論講の範圍から擴大され、現今に於ては全く民衆化されるに至つた。如斯思潮を背景とする現代人の社會生活に於ては、現今の社會組織の不合理不平均が指摘され社會の改良乃至改造が唱へられるのは當然である。

二 今日社會問題なる語は種々の意味に用ゐられる。

(イ) 廣く社會問題といへば一般社會人民の福利増進に關する諸問題、即ち政治上、經濟上或は保健衛生上の諸問題等皆これに包含せられる。

(ロ) 或はこれを社會的疾疇の問題の範圍内に於て取扱ふものもある。この場合には貧乏の問題、犯罪の問題、風紀の問題が對照となる。

(ハ) 併し今日多數の學者乃至實際家の間に於ては極めて狭い意味に用ゐ

る。即ち現代社會に於ける經濟上の強者と弱者との間に存在する利害衝突の問題を指稱する。その代表的なるは労働問題である。

第三節 社會問題に對する見地

一 社會問題に對する見地には種々ある。

(イ) 自由放任主義はすべての社會の現象をそのままに認容するものなれば、社會問題の解決等について格別の工夫を要せずと主張する。いはゞ社會問題の存在そのものを否定するものである。この主張を背景とする思想に神意説、天賦自由説、有機的發展説等がある。

(ロ) 社會改良主義は社會問題の發生が、現在の社會組織の缺陷に由來するを指摘するも現在の組織は原則としてこれを維持すべく、ただその缺陷を矯正すれば足ると主張する。現在の社會組織の根幹をなすものは私有財産制度及び營業自由にあるも、これを絶對的に維持するときは却て重大なる社會的病弊を醸すべきにより、これらに對して若干の制限を加ふべきものなりとしアドルフワグネル Adolf Wagner は、す

てに半世紀過去に於て次の諸點を主張してゐる。

- (1) 土地所有權制限
- (2) 租稅制度改正
- (3) 資本家と労働者との組合の對立
- (4) 労働者保護法の制定
- (5) 労働保險の制定
- (6) 労働者の住宅改良

(ハ) 社會主義は社會組織の根本的改造により、はじめて社會問題の解決をなし得べきことを主張する。今日實際に行はるる運動について見るに次の三種をあげ得る。

- (1) 社會民主主義
- (2) 共產主義
- (3) 無政府サンチカリズム

右運動は、何れも現在の財産制度乃至政治制度の變革を期するにあるが、その主張の要點は、生産機關(或は消費貨財をも)の公有、全民衆による(或は労働者農民のみの)政治の實現、または人の自由を最も妨ぐるものとする支配機關の否斥等である。而してその運動の手段として暴力の行使を認むるものがある。

第二章 労働問題の概念

第一節 労働問題の意義

- 一 労働問題なる語は、之を廣く解するときは労働能率、労働衛生、労働需給、労働運動、その他労働に關する一切の問題を包含する。
- 二 併し之を狭く解するときは、今日の社會組織に於けるいはゆる資本家側と労働者側との利害衝突に關する階級問題であるとされる。されば労働問題は、
 - (イ) 今日の産業經濟組織に於て、
 - (ロ) 資本家労働者間に起る、
 - (ハ) 經濟上の利害不一致より生ずる階級問題である。

第二節 労働問題の發生事情

一 英國に於ける狀況

労働問題の發生の沿革を説くものは大方、英國の例を引合に出すことを普通とする。

(1) 英國は古來織物業を以て聞えてゐるが、夙に海上の商權を有し廣大なる植民地を有し、殊に十七世紀以後東洋貿易が開けてから對外貿易關係は世界隨所に擴大せられ、しかも歐洲大陸方面に於ける多年の戰亂の際に何時も埒外にあつてその災禍から免れてゐたばかりでなく、これがため諸外國は英國より物資を仰がねばならぬ事情に置かれ、織物業をはじめとし英國の製造工業は著々進歩發達するに至つた。

(2) 十八世紀に至りて機械の發明改良により、羊毛棉花の事業に紡績機械が應用されたるをはじめとし、製鐵事業の發達、石炭鑛業の發達等

のために英國の産業は一大革新を見たのである。即ち織物機械は一七六九年乃至一七八九年の二十年間にハーグリーブス Hargreaves、アークライト Arkwright、クロンプトン Crompton、カートライト Cartwright 等により發明され改良され、完成されたといはれる。また蒸汽機關は一七〇四年乃至一八二九年にニューコメン Newcomen、ワット James Watt、サイミングトン Symington、フルトン Robert Fulton、ステプenson Stephenson 等により發明され實用化され、汽船又は汽車に應用されるに至つた。これら諸機械の製作または運轉のため鐵(鋼)石炭の需要遽に増大し、しかも英國の天恵よくこれを供給することを得て、ここに英國の産業は鬱然として勃興したのである。

一七六〇年より一八二〇年に至る六十年間に人口六百万は千四百万に、輸出入物資二千五百万噸は七千三百万噸に激増したのである。

(3) 英國の産業の發展に伴ひ、全國幾多の工場鑛山等に於ける労働者の

需要は増大し、その供給不足の結果は農村の青年子女亦續々都會地方工業地方に吸収されるに至つた。一八二五年マックスフィールドの一新聞の廣告に曰く「救貧院監督及びマックスフィールドに移住せんとする諸家族に告ぐ、七歳以上二十一歳以下の男女四五千名募集す」と。一八三〇年代、英國織維工場の労働者の約半分は十八歳以下の幼少年工、その残りの半分は婦人、成年男工は全體の四分の一、大都市の救貧院から數十人宛一團として供給されてゐたといふ。

もとより、これまでの小規模の家内工業手工業は、新に生れた大規模の工場工業に壓倒されざるを得ない。産ありて俊敏なるは夙に時代の趨勢を察して企業家の地位を保つことを得たが、多數の中産以下のものは労働者となるより外に途がなかつた。

これらの労働者は何れも設備不完全な場所に低廉なる賃銀で長時間の作業を強ひられた。衛生上や風紀上の種々な問題を惹起するに至つ

た。而してその數極めて多きこれらの労働者は、今や一の社會階級としての固定性と永續性とを有するに至つた。

(4) 今日の經濟組織に於ては生産事業は大方儲商賣である。企業家の側より考へれば、なるべく仕上りを安くし、高く賣つて儲を大にしようとする。仕上りを安くするためには材料と勞力とを安く辨するのが最肝要である。

然るに労働者は労働の報酬以外に所得のないものである。労働者が自己乃至は家族の生計を維持する途は勞銀の他にはない。労働者はなるべく勞銀の高きを欲する。ここに企業家と労働者との利害は一致しない。しかもこの利害不一致の現象が今や一方は資本家、他方は労働者といふ社會階級問題として發生して來たのである。

(5) 茲になほ一面に於て考へねばならぬことは英國の産業革命後佛蘭西大革命あり、佛蘭西では暴虐なる帝政が倒れて民主自由の共和政が樹

立された。その結果當時の歐洲大陸を風靡した彼も人なり我も人なりといふ自由平等の思想は著しく英國の労働階級を覺醒させた。而してかの低劣なる労働條件を前にして英國の労働者が資本家に對する怨嗟反抗の念は昂められた。英國の労働問題が遂にやかましくなつて來た所以である。

二 我國に於ける狀況

我國の社會が近代的經濟組織化されるに至つたのは明治維新以後のことに屬するといつてよい。従て我國に於ける労働問題の展開もまた僅に數十年の歴史を有するに過ぎない。然し我國に於ける労働問題の推移を通觀するに、かの世界大戰の勃發こそ日本の産業の發達に一時期を劃したのであつて、これに依て我國の労働問題亦遽にその近代的色彩を濃厚にするに至つた。即ち世界大戰の勃發により我國の産業界は空前の活氣を呈し各種事業の勃興に伴ひ工場鑛山其他の方面に於て賃銀労働者の激

増を見たのである。これら多數の労働者はすでに社會的階級として存在し、而して當時物價騰貴と生計費高上に伴はざる収入は、これらの人々に二重の生活苦を與へることになつたが、更に近時に於ける我國普通教育の發達と偶々西洋より移入せられたる各種社會思潮が全國的に風靡された結果は、大に労働者の自覺を促し、我國の労働問題を益々重大化せしむるに至つたのである。(別表一A、及別表二参照)

第三節 労働者の生活と思想

一 近代産業組織のもとに於ては労働者の供給する労力は一の商品とも見られ、労働者が労力の賣手であり事業主はその買手である如く考へ得る。然るにこの労力なる商品の性質については次の如き特徴あることを思はねばならぬ。

労力なる商品はその賣手たる労働者その人と分離し得ない。その人と離れて任意の場所に労力のみを賣り付け得ない。

労力は蓄積し得ない。即ち高値が出るまで持ちこたへ得るものでない。元來労働者は労働の報酬以外に所得なきものなれば、労働せざれば衣食を得るの途がない。即ち労力の賣手として、買手たる事業主からいつも足許を見すかされる立場にあるものといひ得る。即ち労力の賣買については、兩當事者の關係は法律的には自由平等とされてゐても經濟的に

は決して自由平等ではない。

労働といふ商品の買手が強く、賣手が弱いのである。即ち事業主と労働者との間に結ばれる労働契約の内容が頗る労働者に不利なるは多言を要しない。

二 されば大多數の労働者の労働賃銀は低く、労働時間は長く、而して労働の場所が不衛生であり、その設備亦危険なものが尠くないのである。

かかる労働者の境遇は今日これを寸時も看過し得ぬところである。況や少年婦人の労働者は自らは告げることが知らない。それだけに一層特別なる注意が拂はねばならぬ。その他労働者の住宅問題、交通機關の問題、家庭の問題等につき研究を要する事項は多々ある。

三 近時の労働者の生活上の欲求が頗る享樂的なるは、まことに無理からぬ事情がある。中には自暴自棄する者また稀ではないのである。

如斯生活環境に於ける今日の労働者が、現在の社會組織に對して抱懷

する思想は如何、其の穩健ならざるものあるは恐るべきである。

第三章 労働問題の對策

第一節 使用者側の對策

使用者が法令等の義務に基かずしてその自發的に労働者の保護を工夫する仕組は、労働者の教育、修養、慰安、娛樂、衛生、住居、日用品供給、貯蓄、金融、賞與、扶助、救濟等の各般の事項に互りて講究せられるところである。近頃この仕組は産業福利施設と稱へられる。

第二節 労働者側の対策

労働問題の解決には労働者自身これが任に當らざるべからずとし、労働者の自助的手段によりてのみ、その目的を貫徹せんとするものは労働運動である。労働運動の主體は労働者の集團即ち労働組合である。

第三節 國家の対策

一 労働者は近代的國家の構成分子の大部分を占めてゐる。その利害休戚はまさに國家のそれとして考究せられねばならぬところが多い。されば現今文明國にして労働者保護政策のないものはない。労働政策の内容は労働法制並に之に伴ふ施設である。

二 諸國の労働法制または施設中主要なる事項は大凡次の如きものである。

- (1) 労働雇傭それ自身に關するもの
女子及年少者の雇傭を制限する。
- (2) 労働雇傭の條件に關するもの
労働賃銀、労働時間、工場設備に關し制限し干涉する。
- (3) 労働の結果生じ來れる事柄に關するもの
負傷、疾病、死亡等に際し扶助又は給與の途を講ずる。

(4) 失業に關するもの

職業紹介、職業輔導、授産、事業起工、失業手当等の途を講ずる。

(5) 労働者の團結に關するもの

労働組合を法律上公認し、労働協約の準則を定め、また労働爭議の和解仲裁制度を設ける。

(3)及(4)については社會保險の仕組がある。

二 なるほ近時國際聯盟に加盟せるものは國際的機關を通じて労働保護立法に關する國際協定を行ふ。即ち平和條約第十三篇は専らこれに關しての規定である。その議決機關として國際労働總會がある。

(別表八参照)

同盟及聯合國ト
獨逸國トノ平和條約(拔萃)

第十三篇 労働

第一款 労働機關

國際聯盟ハ世界平和ノ確立ヲ目的トシ而シテ世界平和ハ社會正義ノ基礎トスル場合ニ於テノミ之ヲ確立シ得ヘキモノナルニヨリ多數ノ人民ニ對スル不正、困苦及窮乏ヲ伴フ現今ノ労働状態ハ大ナル不安ヲ醸生シ惹テ世界ノ平和協調ヲ危殆ナラシムヘキニ因リ彼ノ労働時間ノ制定殊ニ一日又ハ一週ノ最長労働時間ノ限定、労働供給ノ調節、失業ノ防止、相應ノ生活ヲ支フル賃銀ノ制定、労働傷害及疾病ニ對スル労働者ノ保護、兒童年少者及婦人ノ保護、老年及廢疾ニ對スル施設、自國外ニ於テ使用セラルル労働者ノ利益ノ保護、結社自由ノ原則ノ承認、職業及技術教育ノ組織等ノ如キ手段ヲ以テ前記労働状態ヲ改善スルコトハ刻下ノ急務ナルニ因リ

一國ニ於テ人道的労働條件ヲ採用セサルトキハ他ノ諸國ノ之カ改善ヲ企圖スルモノニ對シ障礙ト爲ルヘキニ因リ

茲ニ締約國ハ正義人道ヲ旨トシ世界恆久ノ平和ヲ確保スルノ冀望ヲ以テ左ノ諸條ヲ協定ス

(第三百八十七條乃至第四百二十六條及附屬書省略)

第二款 一般原則

第四百二十七條

締約國ハ産業ニ従事スル賃銀生活者ノ身體上、道德上及智能上ノ福祉ハ最重要ナル國際事項ナリト

認メ此ノ大ナル目的ノ爲茲ニ國際聯盟ノ機關ト相俟チテ第一款ニ規定スル常設機關ヲ組織シタリ
 締約國ハ氣候、慣行及習俗、經濟上ノ機會並産業上ノ因襲ノ相異ハ労働條件ノ劃一ヲ急速ニ實現スル
 コトヲ困難ナラシムルモノト認ム然レトモ締約國ハ現ニ労働力單ナル商品ト看做サルヘキモノニ非
 スト認ムルカ故ニ労働條件ヲ規律スル方法及原則ニシテ一切ノ産業國カ各自ノ特殊事情ノ許ス限リ
 之カ適用ヲ力ムヘキモノ、存スルヲ認ム

締約國ニ於テハ右方法及原則中左ニ掲クルモノヲ以テ特別且緊急ノ必要アルモノト認ム

- 一 労働ハ單ニ貨物又ハ商品ト認ムヘキモノニ非ストノ前記ノ基本原則
- 二 使用者又ハ被用者カ一切ノ適法ナル目的ノ爲結社スル權利
- 三 其ノ時及其ノ國ニ於テ相當ト認メラル、生活程度ヲ維持スルニ足ル賃銀ヲ被用者ニ支拂フコト
- 四 一日八時間又ハ一週四十八時間ノ制ヲ實行スルニ至ラサル諸國ニ於テハ之ヲ其ノ到達ノ目標トシテ採用スヘキコト
- 五 日曜日ヲ成ルヘク包含シ二十四時間ヲ下ラサル毎週一回ノ休息ヲ與フルノ制ヲ採用スヘキコト
- 六 兒童労働ヲ廢止スヘキコト及年少者ノ労働ニ對シ其ノ教育ヲ繼續スルコトヲ得且身體ノ正當ナル發達ヲ確保スヘキ制限ヲ設クヘキコト

七 同一價值ノ労働ニ對シテハ男女同額ノ報酬ヲ受クヘキ原則

八 各國カ其ノ法令ニ依リ定ムル労働條件ニ關スル標準ハ適法ニ其ノ國ニ居住スル一切ノ労働者

ニ對スル衡平ナル經濟上ノ待遇ヲ確保スヘキコト

九 各國ハ被用者ノ保護ヲ目的トスル法令ヲ勵行スル爲監督ノ制度ヲ設ケ婦人ヲシテ之ニ參加セシムヘキコト

締約國ハ前記ノ方法及原則ヲ以テ完全不易ノモノト主張セスト雖右ハ國際聯盟ノ政策ヲ指導スルニ適切ナルコトヲ信シ若シ國際聯盟國タル各産業國ニシテ之ヲ採用シ且妥當ナル監督ノ制度ニ依リ其ノ實行ヲ保障スルニ於テハ必ス世界ノ賃銀生活者ノ上ニ恆久ノ福利ヲ齎スヘキコトヲ疑ハス

第四節 各種對策の思想的根據

- 一 労働問題對策の思想的根據は、使用者側にあつては多くは社會改良主義的である。
- 二 多數の近代國家は今日の社會組織を前提して存立する。而してその労働政策の基調は概ね社會改良主義的である。
- 三 現今の實際に見る労働運動の思想的傾向は、量的には、社會改良主義的のもの少からざるべきも、質的には、社會民主々義的のもの多しとし、また、共産主義的のもの相當強く、無政府サンチカリズムはあまり振はない。近時、やや世人の注意を惹くものに、ファシズムがある。

第四章 労働運動

第一節 労働組合

第一項 労働組合の本質

労働者は人格者であるが、その労働は今日の産業組織のもとに於ては商品の一種と見做すことが出来る。即ち労働者は商品の賣手であると考へられる。營利經濟の世界では賣手はなるべく商品を高價に捌いて、その利鞘を多からしめようと工夫する。そこで市中に於ける一般の商品の値段が、大方同業の生産者の組合で決定せられるやうに、労働なる商品の値段もまた、これを提供する労働者の組合に於て決定せらるべきものと考へる。この組合こそ労働組合といふものである。これは現在の社會組織に於て労働組合が容認せらるべき最少限度の考へ方である。

第二項 労働組合の意義及種類

一 普通に労働組合とは、労働条件の維持改善を目的とする労働者の永續的團體であると説明せられる。

労働条件とは廣義では労働者の生活の條件であり、狹義では雇傭契約の内容である。

労働者とは廣義では労働の報酬により生活するものの謂であり、狹義では賃銀労働者或は筋肉賃銀労働者をいふ。

二 労働組合は種々に區別し得る。

(1) 普通に行はれるのは業態上の區別である。

(イ) 職業別 Trade Union 同一若くは類似の職業に従事するものを以て組織する。

(ロ) 産業別 Industrial Union 同一若くは類似の産業に従事するも

のを以て組織する。

(ハ) 一般労働者 Labour Union 職業産業の如何を問はずして組織する。

(2) ワットキンス Watkins は次の如く區別してゐる。

(イ) 業務的組合 Business Unionism

(ロ) 共済組合 Friendly or uplift Unionism

(ハ) 革命的組合 Revolutionary Unionism

(ニ) 掠奪的組合 Predatory Unionism

第三項 労働組合の本質的任務

普通に考へられてゐる労働組合の本質的任務は次の通りであるといへる。

(1) 標準又は最低の賃銀の公定

(2) 標準又は最大限度の就業時間の公定

(3) 前記以外の労働条件の公正を維持し、また獲得すること
 而してこの任務を具體化するものとしては、使用者側と労働組合との間
 に取り結ばれる労働協約がある。労働協約は將來の個々の労働契約の準則
 となるべき協約である。労働協約の事實は西洋諸國に於ては頗る多く我國
 に於ても近時漸く増加の傾向にある。但し我國には未だその法制は無い。
 歐洲に於て労働協約に關する法制を有する國は獨逸、奧太利、瑞西、諾威瑞
 典、和蘭、佛蘭西、芬蘭、ラトヴィア等である。英國米國にはこの法制なく、
 紳士協定たるに止る。

第四項 労働組合の内部組織

一 労働組合の議決機關として組合總會乃至代議員會あり、執行機關とし
 て中央委員乃至書記がある。
 二 労働組合の經理は平時にあつては、

- (1) 組合員の定期に醸出する組合費
 - (2) 寄附金その他基金
- 等の収入により萬端の支拂を辨ずる。
 但し非常時即ち同盟罷業發生の場合等に於ては便宜方法を用ゐる。

第五項 労働組合の取引政策

一 事業主が労働組合員を雇傭する關係に於て次の數種類ある。
 (1) アンテ、ユニオンのクローズド、ショップ (絶対反組合主義)
 (2) オープン、ショップ (開放主義)
 (3) オープン、ユニオンのクローズド、ショップ (事前開放事後組合主義)
 (4) クローズド、ユニオンのクローズド、ショップ (絶対組合主義)
 二 労働組合は勞力と機械力との關係を經濟的に自己に有利に鹽梅せんこ
 とを工夫するを例とする。

三 労働組合は組合の方針として生産制限を行ふことがある。

第六項 労働組合の事業

一 労働組合の機関新聞其他文書の出版は近時漸く盛である。

二 労働組合の教育事業としては

(1) 労働者の成人教育 Adult education

(2) 労働者の無産階級的教育 Proletariat

の二方面に對し學校講習會等の施設をなすもの近時次第に發展しつつある。

三 労働組合に於ける職業紹介事業の成績は多く見るべきものがない。

四 労働組合に於て保險施設を講ずるものは西洋に於ては相當之あるやうである。

五 労働組合の事業としての消費組合は英國等に於ては極めて良好の成績

をあげてゐるが我國に於ては未だ發達してゐない。

六 現在の労働組合は大體に於て工場委員制度に好意を有しない、それはこの制度の存在は労働組合の發達に有害なりといふのである。經營協議會の制度は何國に於てもその發達を見るは容易でないであらう。

七 労働組合の營利事業はあまり成功したことを聞かない。

第七項 労働組合の運動

一 労働組合は常に組合運動戦線の擴大強化に努める。

リーダーは組合運動の量的又は質的發達の狀況を知り得る一の材料である。

二 婦人の労働組合運動は諸國に於てもあまり發達してゐない。

三 俸給生活者の組合運動は獨逸等に於ては大に發達してゐるが近時我國に於ても漸次この種運動の擡頭を見る。

四 労働組合は同一主義主張の組合を聯合して聯合團體を組織する。

五 労働組合の國際的團結としては、次の三者をその主要なるものとする。

(1) アムステルダム、インターナショナル International Federation of Trade Union

(2) モスコ、インターナショナル Red International of Labour Unions

(3) クリスチャン、インターナショナル International Federation of Christian Trade Unions

六 労働組合と政治運動との關係については種々に論ぜられる。

(1) 無政府主義系の労働組合は、その主張の上より當然、政治行動を否認する。(2) 爾餘の労働組合のうち或は労働組合を經濟團體なりとして、その政治行動に關係すべきにあらざると主張するものがあり、(3) 或は敢て關係して不可なかるべきも、ただ組合の方針として接近せざるを得策とすと主張するものがあり、(4) 而して近時の大勢は、労働組合は大に政治運

動に進出すべしと主張する。而も共産主義系の労働組合のうちには、却つて労働組合そのものを以て無産者政治運動の一の道具なりと主張するものもある。

第八項 歐米諸國に於ける労働組合の發達

一 英國に於ける労働組合の發生及發達

英國に於ては最も早く産業革命が起り、從て最も早く労働組合の發生を見てゐる。一七八七年シェフィールドの金屬工の組合の組織は有名であるが、爾來連年各種の職業を通じて労働組合の發生を見てゐる。但し當時より約六七十年間の組合の形態は職業別であつた。労働組合の擡頭に脅かされた資本家及政府は一七九九年及び一八〇〇年に團結禁止法を制定してこれに彈壓を加へたが、この禁止法は一八二四年に撤廢された。一八三四年の初に組織された大英及び愛蘭全國合同労働組合は全國各種

の労働者五十萬乃至百萬を翁合したといはれてゐる。

現今英國に於ける労働組合は、組合數より見れば職業別のもの多かるべきも組合員數より見れば産業別のもの多く、その總計約四百五十萬人、而して代表的のものはトレード、ユニオン、コングレス Trades Union Congress である。

二 佛國に於ける労働組合の狀況

佛國では一七九一年の團結禁止法の存在が長く労働組合の發生を抑壓して來たが、一八六八年政府ははじめて労働組合を容認するに至つた。現在約百二十萬人の労働組合員あり、その代表的の組合はコンフェデラシオン、ゲネラルール、ツ、トラバイユ Confédération générale du Travail 及ロシオン、ゲネラルール、ツ、トラバイユ、ユニテール Confédération générale du Travail Unitaire である。

三 獨逸に於ける労働組合の狀況

獨逸では一八六五年の煙草製造工の労働組合及び一八六六年の印刷工の労働組合を近代的結社の濫觴とする。現在の労働組合員は約八百六十萬人、その代表的な組合はアルゲマイナー、ドウキツチャー、ゲウエルクシャフツブンド Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund である。

四 米國に於ける労働組合の狀況

米國に於ける労働者の組合運動は十八世紀の末葉から十九世紀へかけて主として印刷工、製靴工、パン焼職工、造船職工及び大工の間に地方的職業組合の形式で起つた。現在の労働組合員數は四、三十萬人、その代表的組合はアメリカン、フェデレーション、オペレーター American Federation of Labour である。

第九項 我國に於ける労働組合の發達

一 沿革

我國に於ける労働組合の濫觴は明治十六年に東京で組織された馬車鐵道反對期成同盟會(車界黨)がそれであるといはれるが、これは設立後間もなく禁止され、明治二十二年設立の活版工組合、明治二十五年設立の日本労働者協會及び明治三十年設立の労働組合期成同盟會等は相當有名であるが、何れも健全に發育されなかつた。

我國に現在する労働組合中比較的多數の組合員を包容し、その最も古き歴史を有するは日本労働總同盟で、舊名を友愛會と稱し大正元年八月に組織された。その創立當時の組合員僅に十五人なりしものが一年後に千三百餘人二年後に三千餘人を數へ現時に於て三萬餘人あり。而して現在の他の労働組合の大部分が日本労働總同盟の分身といふて不可ない。

二 現況

昭和五年末現在我國労働組合員總數三十五萬四千人であるが、我國の總人口に對する比例は〇・二パーセントに過ぎない。現在の労働組合中主

要のものを挙げれば次の通りである。

	組合員數約
日本労働總同盟	三萬二千人
日本労働組合同盟	二萬三千人
日本労働組合總聯合	一萬人
日本労働組合自由聯合會	二千人
官業労働總同盟	一萬五千人
海軍労働組合聯盟	四萬人
日本海員組合	八萬九千人
海員協會	一萬一千人
日本交通總聯盟	一萬六千人
日本造船労働聯盟	七千人
日本製鐵労働組合聯合會	七千人
日本労働組合全國協議會(非合法)	不詳

(別表三A、B、C参照)

第二節 労働争議

第一項 労働争議の本質及意義

- 一 労働争議とは事業主労働者間に於て労働条件に關する紛議の謂である
と説くのが普通である。
- 二 労働争議には作業の中止を伴はないもの(紛議)と作業の中止を伴ふもの(工場閉鎖同盟罷怠業)とある。
- 三 現代の社會組織に於ては労働力亦賣買の物體となる。而して買手たる事業主は成可くその安値を欲し、賣手たる労働者は成可くその高値を欲する。而してその懸引の俄にまとまらない状態が即ち労働争議である。
- 四 併し世間或は同盟罷怠業を以てこれを社會改造運動の表示と唱へるものもある。

第二項 歐米諸國に於ける労働争議の概況

- 一 同盟罷業 *Unionism* なる言葉は、歐洲では既に十三世紀頃より存在してゐたが、労働者が同盟罷業の自由を認められるに至つたのは、英國では一八七五年以後のことである。同盟怠業 *Salotage* の事實は英國等に於て相當古くより行はれてゐたものであるが、その言葉はむしろ新しく一八九七年佛國の労働組合の記録にあらはれたのを最初とする。併し近年は何れの國に於てもあまり行はれない。
- 二 同盟罷業の發生或は形態等はその國民性に相應するものといはれるが、大體労働組合の發達は労働争議の發生を減少せしめるといはれる。
- 三 一九二六年英國で炭坑罷業に發端し全國的總罷業の發生を見たが、その根本原因は炭況の不景氣に基く坑主坑夫兩者の困憊にあり、その全國的總同盟罷業となつたのは他の労働組合の同情の結果である。これを以

て英國革命運動のあらはれと説くものもあつたが誤解である。

第三項 我國に於ける労働争議の概況

一 沿革

我國の労働争議に關する文獻を按ずるに、明治三十年上半期以前のものは殆ど不明である。

明治三十年代に於ては毎年の同盟罷業の件数多きは四十三件少きは六件、その参加人員多きは六千餘人少きは八百餘人である。明治四十年代に於ては毎年の同盟罷業の件数多きは五七件少きは一〇件、その参加人員多きは九千餘人少きは三百餘人である。大正の時代に入りてより逐年我國の労働争議は急激に發展し、歐洲大戰中殊に大正八年の同盟罷業四九七件は件数として大正年間の最高記録である。同年間の参加人員は多きは六萬六千餘人少きも三萬六千人を下ることがない。

大正の末期より昭和以後は連年同盟罷業件数三百件乃至四百件前後あり、而して近時激増して九百件に達した。参加人員は四萬人乃至六萬人前後である。最近一兩年は特に小規模争議の頻發を見る。

(別表四A参照)

二 規模

労働争議の規模は作業中止日数と参加労働者数との積であらはず。

(別表四B、C参照)

三 事業の種類

一般的には労働争議の最多く發生する事業は機械工業、金屬工業、運輸事業等である。

土木建築業には割合に少ない。

(別表四D参照)

四 要求事項

労働争議にあらはれる労働者の要求事項は大部分賃銀問題と就業時間問題に關する。

(別表四E参照)

五 對抗手段

労働争議の對抗手段として労働者側の用ゐるものは、本質的には同盟罷業であるが、これに關聯して争議團を設け出勤阻止 Picketing を試み、宣傳文書を撒布し演說會を開き行商隊の組織、小學兒童の盟休、消防組辭職、公課怠納、不買同盟 Boycott 等労働者の結束と争議の宣傳に力を注ぎ以て争議を有利に轉回しようとする。

事業主側に於ても本質的には工場閉鎖、出勤停止處分、解雇等をなす外これに關聯して出勤勧誘、非參加労働者優遇、警備團の使用、その他の方法により一日も速に争議を終熄せしめようと工夫する。

六 結果

争議の解決に際し當事者間に授受せられる金一封の問題は、大に考究を要する。

(別表四F参照)

七 損害

労働争議に依る當事者並に第三者の損害は莫大なものがある。

八 公益の防衛

歐洲に於ては労働争議に基く公益上の損害を防衛するため次の如き仕組を講ずるものがある。

- (1) 供給維持機關 Organization for the maintenance of supplies.
- (2) 公民同盟 Union civique
- (3) 技術的義勇團體 Die Technische Nothilfe

九 調停

労働取引に關し無用の抗争を除き、犠牲を最少限度に止めしめる目的

て調停の介入するもの尠くない。

労働争議調停法は大正十五年七月一日より實施されたが我國に於ける團體労働法の嚆矢である。

法の仕組は調停者は委員會組織とし公益事業に就ては強制的に開設し得る途を講じてゐるが、調停案そのものには強制力を與へずして當事者の道義的承認を期待してゐる。

(別表四G、H参照)

一〇 争議の特殊性

- (1) 我國の主要工業たる繊維工業に争議が多數發生し、従つて争議參加者中、婦人未成年者尠少なざること。
- (2) 我國の工業組織は大規模のもの少く争議は多くは中小規模のものに發生すること。
- (3) 我國の労働組合運動は未だ發達の初期にあり、而して中小規模の事

業により強く進出する傾向にあり。中小事業主は概ね労働組合を嫌忌し、従て勞資の軋轢は執拗なるものあること。

- (4) 我國の労働者の賃銀は比較的低く、また離職後は何等社會的には生活を保障せらるる制度無きため、近時の如き財界不況の際に於ては特に賃銀値下、解雇等の問題を内容とする争議多きこと。

- (5) 我國の争議の内容は、より經濟的なるもの尠く、より感情的なるもの多く、目的貫徹のために争議手段の當不當を選ばざるもの稀ならざること。

第三節 無産政黨

第一項 英國労働黨の發達

英國では一八九三年獨立労働黨が成立したが、これから英國での無産者政治運動が具體化されるに至つた。その後労働黨から漸次に多數の代議士を中央議會に送ることになつた。一九〇〇年以後毎回の總選舉に於ける労働黨の下院の議席數及其の得票數は大凡、毎に増加してゐる。

英國に於て大戰後内政外交困難を極め、保守黨自由黨何れも時局を收拾する能はず、一九二四年一月労働黨はじめて内閣を組織した。九ヶ月餘の在朝中の治績として見るべきは失業問題の解決、國民教育機關の充實、農業労働者保護、勞資間の闘争の緩和、獨逸賠償問題の解決等であつた。而して一九二九年五月、再度の労働黨内閣が組織され今日に及んでゐる。

(別表五(五)参照)

第二項 我國無産政黨の現状

一 沿革

我國に於ける初期の労働組合は或は労働者の政治結社と見られる點もあつたが、歐洲大戰勃發後過激な社會思潮が國內に浸潤してから労働者の政治運動はその聲をひそめ、爾來直接行動主義が強調されてゐた。

然るに大正十二年關東地方大震災を轉機とし、我國労働運動方向轉換が叫ばれ、次で英國労働黨内閣成立の報あり、その後間もなく普選法の議會通過を見るに及び我國労働者間に於ける政治運動は急速に發展するに至つた。

二 現状

全國的政黨として社會民衆黨、全國大衆黨、勞農黨あり、地方政黨亦五指に餘る。昭和三年二月に行はれたる我國最初の普選に於て八人の代議

士を選挙し、その得票四十八萬九千餘に達す。昭和五年二月の總選挙に於ては代議士は五人に減じたがその得票は二萬五千の増加を見た。

我國無産政黨運動の成績の批判は今後の問題である。

(別表五(1)、(2)、(3)、(4)参照)

第五章 労働法制

第一節 労働法制の概念

- 一 労働法制とは労働關係に直接または間接する事柄を規律する法規をいふ。
- 二 労働法制は社會本位人格本位の法制である。それは個人本位財産本位のこれまでの法制とはその本質を異にする。
- 三 労働法制の出現は近代産業組織の變革に淵源する。

第二節 歐米諸國に於ける労働法制の概要

一 歐米諸國の労働法制の沿革を見るに、労働者の保護法はまづ少年及婦人に關するものが規定せられ後成年に及ぼされてゐる。労働者保護法中各國に於て最も早く用意されたる工場法の規定事項は、労働者の最低年齢に關するもの、労働時間に關するもの、賃銀支拂方法に關するもの、扶助に關するもの、工場監督制度に關するもの等である。

オースタリアは一七八七年、英國は一八〇二年、白耳義は一八一三年、伊太利は一八四三年、獨逸は一八三九年、佛蘭西は一八一三年、米國のマサチューセツは一八四二年に工場法規を制定し爾後夫々屢々改正を加へて今日に及んでゐる。

二 歐米諸國に於けるその他の労働法規としては最低賃銀に關するもの、職業紹介に關するもの、失業保險に關するもの、労働組合に關するもの、

労働協約に關するもの、労働爭議調停仲裁に關するもの等がある。

第三節 我國に於ける労働法制の概要

一 沿革

我國の工場法はその草案が明治三十一年に農商工事業會議に付議されてより十數年を経て明治四十四年はじめて法律となり、大正五年漸くこれが實施を見るに至つた。

鑛業法は明治六年の日本坑法に發端し二十五年鑛業條例となり、三十八年現行鑛業法の制定となる。大正五年工場法の實施とともに鑛業法に基く鑛夫勞役扶助規則の發令があつた。

船員法は明治三十二年、漁業法は明治四十三年に制定された。

職業紹介法は大正十年に、船員職業紹介法は十二年に制定され、健康保險法は十一年、工業労働者最低年齢法は十二年、労働争議調停法は十五年に制定され、後三者は何れも十五年七月から實施された。労働者災害

扶助法同責任保險法は昭和六年四月制定され、七年一月から實施されることになつた。

右の外、労働法規としては、船員の最低年齢及び健康證明に關する法律、黄燐燐寸製造禁止法、労働者募集取締令、傭人扶助令、重貨物の重量標示に關する省令等がある。漁業法は労働者保護の規程を勅令に委任してゐるが未だその勅令の制定を見ない。

二 工場法の内容

- (1) 常時使用職工十人以上の工場、或は事業の性質危険なるか衛生上有害の工場は使用職工數の如何に拘らず適用する。
- (2) 職工中特に少年及婦人に對しては就業時間の制限、休憩時間及休日の規定、深夜業の廢止、危険有害業務の禁止又は制限、解雇の場合に於ける歸郷旅費の支給方等に關して保護すべき旨の規定がある。
- (3) 職工の危害防止に關する事業主の義務を規定してゐる。

- (4) 職工の災害賠償に關する規定がある。
- (5) 契約保護に關する規定がある。
- (6) 國家の監督機關、行政處分、刑罰威嚇の方法が設けられてある。

三 健康保險法の内容

- (1) 保險事故は疾病、負傷、死亡、分娩である。
- (2) 被保險者は原則として工場法、鑛業法の適用を受ける労働者全部とする。
- (3) 保險給付の方法、現物を以てするものと金圓を以てするものとある。
- (4) 費用の負擔は十分の一は國庫、十分の九は事業主と労働者と切半する。

- (5) 本法の事務は國家機關たる各廳府縣が執行し或は自治的の健康保險組合でも處理する。

四 労働組合法案

労働組合法案は政府案として第五十二議會(大正十五年)第五十三議會(昭和二年)に提案されたが、何れも衆議院に於て會期中に議了するに至らなかった。第五十九議會(昭和六年)には衆議院のみ通過し、貴族院で審議未了となつた。

第六章 結 論

労働問題の發生は近代産業組織の所産でありまことに已むを得ざる自然の趨勢である。然れどもこれが解決については問題の性質上一日の猶豫を假すべきでない。即ち、或は生産乃至經營を合理化して分配を公正ならしむべく、或は參政權の擴張その他により眞に民衆の福利を眼目とする政治の實現を期せねばならぬ。

而してその具體化の手段は、或は事業主の施設に俟つべく、或は穩健なる労働者の自助的運動を發達せしむるにあるべく、或は適正なる社會立法を整備するにあるであらう。

かくしてはじめて勞資の協調は成り産業は繁榮し國運は發展し仍て以て國民は永久の福祉と平和とを謳歌し得べきを信ずる。

追補 我國の農民運動 序説

緒言

一 農民運動とは農村問題解決を目的とする農民自身の活動の謂である。
農村問題として今日大に論議せられるものの中には

- 一 農村の經營に關する問題
- 一 田舎の生活に關する問題
- 一 農村の教育に關する問題
- 一 小作問題

等種々ある。しかし農村問題は諸般の事柄が相互に極めて複雑に關聯し

てゐるから、これらの問題の範囲を各別に明確にすることは甚だ困難である。今日農民運動として世間にあらはれてゐるものは小作問題解決を目的とするを多しとせらる。

二 今日に於て小作問題とは利害相反せる地主と小作人との兩階級が對立することによつて生ずる一切の問題をいふ。今日の經濟組織に於て利害相反して對立する社會階級の問題に不調和の問題が生ずるは已むを得ざる現象とせられ、而してこれを社會問題と名けられるが今日我國の農村に於ける社會問題は即小作問題である。

小作問題は形式から見れば經濟上の分配の問題である。問題は多くは小作料に關するものである。併し内容から見れば、他の社會問題に於けると同様に人格的意義を具へてゐる。即ち小作人の人格の問題を眼目とする。地主も人なり小作人も人なりとの倫理觀から發生してゐる。

三 我國の農民運動の實質は時代と共に變遷しつつあるが、大體これを三

の時期に分ちて考へることができらる。

第一期 足利時代より明治初年に至る。

土一揆百姓一揆を以て代表せられる。

第二期 明治初年より歐洲大戰前後に至る。

明治五年物納地租金納地租に代り納租者は地主となる。

從來農民がお上即ち官憲に對して歎願反抗せるものが、即ち農民の相手方が地主に代る。

繋争事件の内容は主として小作料減額である。

第三期 歐洲大戰前後より現今に至る。

農民運動は多分に近代的社會運動たる色彩を濃厚にするに至り、農民の要求は著しく昔日のそれと異り小作人團結の確立、分配の公平、耕地の社會化といふが如き主張をなすに至る。

四 以下まづ我國農民運動の沿革を略述し、次で最近に於ける狀勢につい

て若干の考察を試みたい。

第一節 我國農民運動の沿革

第一項 足利時代より徳川時代を経て明治
初年に至る

一 土一揆

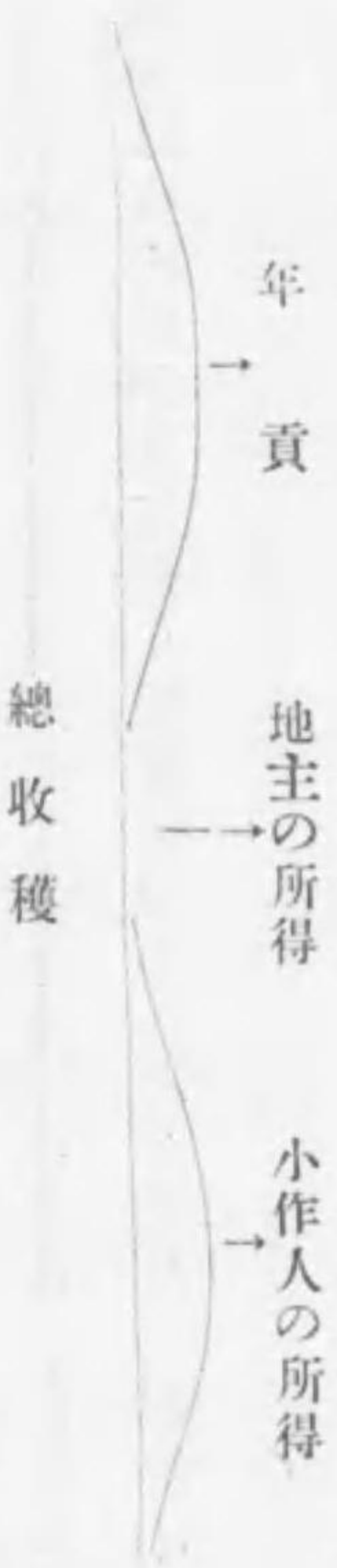
戦國時代争亂久しく打續いて上下共に生活の安定を保つことができなかつた際には、朝野舉つて生計の窮乏に陥り道義地を拂ふ有様であつた。従つて一方に於ては不義によつて金持になるものあらはれ、同時に他方にはまじめに働いて貧乏するものが多數にあつた。この貧富の關係から絶えず壓迫を受け不安の生活をつゞけてゐた下層民、殊に農民が上層階級のものに對して反抗心を懷いてその不平が爆發し一種の社會運動となつたものが即ち土一揆である。

土一揆は土民一揆のことである。

鎌倉時代の徳政令は、御家人たる武士階級の債務帳消の方法であつたけれども、室町時代に於ては下層民たる土民が同様の特権を自分等にも均霑させて貰つてその債務を帳消しにしようとして徳政令の發布を幕府に要求し、この要求を貫徹する手段として多数を恃んで暴動した。その暴動の標的として破壊掠奪の對象となつたものは常に酒屋土倉等の富者階級であつた。酒屋質屋は後世の質屋とも見るべきものである。質屋の類は弱い者相手の商賣のこととて彼等は富利を貪つたのみならず随分傍若無人の振舞もあつたといふことである。公卿でも武士でも彼等から苦い経験を嘗めさせられてゐるが、土民は遂に堪へきれず暴力を以て之に報ゆるに至つた。いふまでもなくこれが土一揆の暴動である。

二 百姓一揆

百姓一揆は徳川時代の後半即ち正徳享保頃から幕末へかけて頻發した。當時農民は屢々租税を搾り取る機械の如く考へられた。彼等は平常さへ負擔の過重に苦んだが天恵の少き凶歳に於ての困窮は名狀すべからざるものがあつた。かかる場合に平素からの農民の不平不満は一層激甚となりすなはち百姓一揆の爆發を見たのである。それは元來領主又は代官等に對する反抗であるから、その起る範圍はその地方に局限さるるものであつて、全國又は他地方に直に波及すべき普遍的性質を有するものではなかつた。百姓一揆に参加するものは敢て小作人に限らない。庄屋、長百姓即今の自作農の階級の人たちも一緒になつて、或はその先頭に立つて運動を起したのである。併し徳川時代には地主と小作人との間に於て今日の如き私法的關係たる小作關係のみに就ての爭議は多くその例を見なかつたやうである。それは分配に關して、地主と小作人との間は利害相反するにあらず、むしろ利害共通する立場に置かれてゐたといひ得る。すなはち生産と分配との關係は次に圖示するやうな事情の下にあつたのである。



なほ各地の藩公のうちには小作人保護のため公定小作料の規則を設け、地主が勝手に小作料を定めることを禁じた例がある。

第二項 明治初年より歐洲大戰前後に至る

明治八九年以後、地租改正により公租は金納となり、地主が納税者となり、地主が小作人から小作料を受取ることになつたから、農民の従來の官憲に對する歎願反抗は變じて地主に對するものとなつた。農民の地主に對する要求の内容は多くは小作料の減額であつた。しかし地主小作人間は大體主従關係を持続し問題は概ね平穩に落著した。

第三項 歐洲大戰前後より現今に至る

歐洲大戰以後、即ち大正七八年以後我國農民運動はその形式に於ても又その内容に於ても大戰前に於けるものとは格段の相違を來した。

古來我國に於て小作人が小作料の輕減を要請するために團結をなし、領主代官地主などに對抗した事例は甚だ多い。しかし是等は主として風水害其他凶作の場合に行はれ、その團結は小作料輕減を唯一の目的とするものであるから、事件の落著と共に直に解散するを常とし、その團結を永續的に利用して領主代官または地主への對抗機關を組織するが如きことは夢想だもされなかつたのである。

然るに歐洲大戰後の大正七八年頃、我國全國の工場鑛山を通じ頻々として労働爭議發生し、事業主への對抗機關として労働者が労働組合を組織したこと、それから一面大戰後澎湃として海外より流入し來れる新思潮の影

響を受ける等内外諸般の刺戟に依り、從來殆ど眠れるが如き状態にあつた地方農村に於ても漸く小作問題の平調に破綻を起し、大正八、九年以來各地に小作争議相踵ぐの形勢を招來し、小作人の階級的觀念は延て地主との對抗機關たる小作人組合を組織するの氣運を致し、此の間労働運動者乃至農民運動者等の介在して宣傳に努むるあり、茲に農民運動は俄に擡頭を見るに至つたのである。此の趨勢は爾來年と共に漸く熾烈の狀あり、今日に於ては問題は單に作柄の豊凶に依る小作料問題の範圍に止まらず、小作人の要求するところ或は小作人團結權の確立にあり、或は耕作權の確立乃至は耕地の社會化にあり或は無産者政黨政治の實現に在り、階級問題を内容とする社會運動たる色彩を有するのが尠くない。而してこれがあらはれば、全國各地に於ける小作争議並に農民組合運動の上に見ることが出来る。

第二節 近時に於ける我國農民運動

勃興の原因

近時に於ける我國農民運動勃興の原因について考ふるに、これはもとより一朝一夕の事實に由來するものではない。その關係はかなり廣くかなり古いものである。今原因として擧ぐべき各種事情について項目を分ちて略述しよう。

第一 農業の特性に關するもの

農業に特殊なる性質は、今日の經濟組織に於て商業や工業と同様な考へ方で農業を企業として取扱ふことが困難である。従つてこの農業の特性は農業に於ける分配の問題（それはとりもなほさず小作問題の核心をなすものであるが）他の企業に於けるものよりも頗る困難なるものたらしめる。

イ 技術に於ける特性

(一) 自然力に支配せられること大である。

(二) 機械を用ゐ得べき範囲が狭い。

(三) 労働に季節的繁閑が多い。

(四) 労働に熟練を要することが大である。

ロ 経済上の特性

(一) 業務を市場の景況に適應せしむることが困難である。

(二) 農業は自給経済的性質に富む。

(三) 農産物價は高きを得ない。

現在に在つては世界何れの國に於ても農業は漸次衰運に傾きつつありといつてよい。

第二 我國特殊の地理的事情に關するもの

我國土總面積は朝鮮臺灣を除いて三千八百萬町歩、そのうち六百十四萬町歩が耕地面積であるが、人口は六千萬毎年七十萬人づつ増加しその大部

は農民である。國土狭少人口過多は勿論農業上の分配問題を紛糾せしめずには置かない。

第三 農業に於ける分配制度に關するもの

我國農業に於ける分配制度は甚だ不備である。

イ 古來豪族士族其の他特權階級の土地兼併

ロ 封建制度の苛斂誅求の影響による小作料の過當

ハ 現行小作制度の不備

不自然な分配制度の前に今日の農民はもはや黙つてはゐない。

第四 農業經營に對する地主側の態度に關するもの

農業經營に對する地主側の態度について見るに全然農業を理解しない。

または甚だ冷淡である、または農業を純營利的事業として取扱はうとする等の爲め小作問題を紛糾せしむる事例は甚だ少くない。

イ 地主の農業に對する無理解無策

- ロ 地主の小作料引上要求
 - ハ 地主の小作地返還要求
 - ニ 公課及其他負擔の轉嫁
 - ホ 土地の金利を高く見積らんとする
 - ヘ 地主が小作人に對する程度の穩當ならざるものがある
- 等は小作問題を紛糾せしめる。
- 第五 農業經營に對する小作人の態度に關するもの
- イ 土地に對する愛著
 - ロ 耕作權確立要求
 - ハ 分配の公平要求
- 右の事情は小作人と地主との關係を時々拮抗對峙せしめ小作問題の解決を困難ならしめる。
- 第六 小作人の生活様式並にその收入に關するもの

- イ 生活程度の上
 - ロ 物價騰貴に基く生活資料獲得の困難
- 第七 小作人の精神的方面に關するもの
- イ 教育の普及發達
 - ロ 社會思潮の浸潤
 - ハ 労働運動の刺戟
- ニ 國際的事件の影響
- (一) 露獨革命に於て農民の勢力の大なるものありしこと
 - (二) 國際労働會議に於て農業労働問題の論議せられたること
- 前記諸種の事情により小作問題は逐年困難となり、これが解決のための農民自身の活動は近時漸く熾烈を加ふるものあるに至つた。

(別表六A、B、C、及別表七参照)

勞働問題關係法律案

第五十九議會政府提出案議未了案

労働組合法案

労働組合法

第一條 本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持改善及組合員ノ共済、修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的トスル同一若ハ類似ノ職業若ハ産業ノ労働者ノ團體又ハ其ノ團體ノ同一若ハ類似ノ職業若ハ産業ニ依ル聯合團體ヲ謂フ

第二條 労働組合ヲ設立シタルトキハ其ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間以内ニ規約、代表者ノ氏名及住所並ニ主タル事務所所在ノ場所ヲ具シ之ヲ行政官廳ニ届出ツベシ
聯合團體タル労働組合ニ在リテハ前項ニ掲グル事項ノ外之ヲ組織スル團體ノ名稱及其ノ主タル事務所所在ノ場所ヲ具シ届出ツベシ
前二項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ變更ノ日ヨリ一週間以内ニ之ヲ届出ツベシ

第三條 労働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱
- 二 目的
- 三 主タル事務所ノ所在地

- 四 組合ノ構成ニ關スル規定
 - 五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
 - 六 會議ニ關スル規定
 - 七 代表者其ノ他ノ役員ニ關スル規定
 - 八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
- 第四條 労働組合ニシテ其ノ規約ニ法人タルコトヲ定ムルモノハ之ヲ法人トス
法人タル労働組合ハ其ノ名稱中ニ法人ナル文字ヲ用フベシ
法人ニ非ザル労働組合ハ其ノ名稱中ニ法人タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第五條 法人タル労働組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ爲スベシ
- 一 名稱
 - 二 目的
 - 三 主タル事務所所在ノ場所
 - 四 法人タル労働組合設立ノ年月日
 - 五 理事ノ氏名及住所
- 前項ニ掲ゲタル事項ニ變更アリタルトキハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スベシ

第六條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ズ

本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

本法ニ規定スルモノノ外登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 民法第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第八條 組合員ノ總會ノ決議スベキ事項左ノ如シ

- 一 基金ヲ設置シ又ハ廢止スルコト
 - 二 豫算ヲ定メ又ハ決算ヲ承認スルコト
 - 三 規約ヲ變更スルコト
 - 四 聯合團體タル労働組合ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脱退スルコト
 - 五 組合ヲ解散スルコト
 - 六 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割ヲ爲スコト
- 聯合團體タル労働組合ニ在リテハ其ノ規約ノ定ムル所ニ依リ之ニ屬スル組合ヨリ選出シタル者ノ會議ヲ以テ總會トス

第九條 労働組合ハ規約ヲ以テ總會ニ代ルベキ總代会ヲ設クルコトヲ得

第十條 労働組合ハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニ非ザル者ト雖モ左ニ掲グル者ヲ組合員

ト爲スコトヲ得

- 一 當該組合ノ役員又ハ役員タリシ者
- 二 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者タリシ者
- 第十一條 労働組合ハ組合員ノ脱退ニ關シ不當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ズ
- 第十二條 労働組合ハ衆議院議員又ハ北海道會、府縣會、市會、町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員ノ選舉運動ニ關シ費用ヲ支出シ又ハ其ノ費用ニ充ツル爲組合員ヨリ金錢ヲ徴收スルコトヲ得ズ
- 第十三條 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ズ
- 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ズ

前二項ノ規定ニ違反スル解雇ノ意思表示又ハ雇傭契約ノ約款ハ之ヲ無効トス

- 第十四條 法人タル労働組合ガ組合員(聯合團體タル労働組合ニ在リテハ之ニ屬スル組合ノ組合員)ノ共同利益ノ保護増進ノ目的ヲ以テ組合員ノ生活ニ必要ナル物ヲ組合員ニ供給シ若ハ利用セシメ又ハ組合員ノ生産シタル物ヲ賣却スルノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ事業ヨリ生ズル所得及純益ニ付所得税及營業收益税ヲ課セズ

- 第十五條 行政官廳ハ労働組合ニ對シ其ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ組合員ノ員數ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

- 第十六條 労働組合ノ會議ノ決議法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ之ヲ取消スコトヲ得

- 第十七條 労働組合ノ規約法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

- 第十八條 労働組合ノ行爲安寧秩序ヲ紊ルトキハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

- 第十九條 前三條ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

- 第二十條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リ解散ス

- 一 規約ニ定メタル事由ノ發生
- 二 總會ノ決議
- 三 組合員ノ缺亡
- 四 組合解散ノ命令
- 五 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割
- 六 法人タル労働組合ノ破産

- 第二十一條 法人タル労働組合合併又ハ分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ二月ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スベ

債権者前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併又ハ分割ヲ爲スコトヲ得ズ

前二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ合併又ハ分割ハ之ヲ以テ當該債権者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十二條 法人タル労働組合合併シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リ設立シタル組合ハ合併ニ因リ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

法人タル労働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リ設立シタル組合其ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十三條 法人タル労働組合合併又ハ分割ヲ爲シタルトキハ二週間以内ニ合併又ハ分割後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併又ハ分割ニ因リ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併又ハ分割ニ因リ設立シタル組合ニ付テハ第五條ノ登記ヲ爲スベシ

第二十四條 労働組合解散シタルトキハ一週間以内ニ其ノ事由及年月日ヲ行政官廳ニ届出ツベシ但シ第二十四條第四號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條 法人タル労働組合解散シタルトキハ合併、分割又ハ破産ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ財産ノ處分ハ契約又ハ總會ノ決議ニ依ル
民法第七十二條第三項及第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル労働組合ノ清算ニ關シ之ヲ準用ス

第二十六條 非訟事件手續法第三十五條、第三十六條及第三百三十六條乃至第三百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十八條 労働組合ノ代表者ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
一 第二條、第二十四條若ハ附則第三項ノ届出又ハ第十五條ノ報告ニ付之ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出若ハ報告ヲ爲シタルトキ

二 第四條第三項ノ規定ニ違反シタルトキ

三 第十二條ノ規定ニ違反シテ費用ヲ支出シ又ハ金錢ヲ徴收シタルトキ

第二十九條 法人タル労働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
一 第五條、第二十三條又ハ民法第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第二十一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタルトキ
三 民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

- 四 民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
 - 五 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
- 第三十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ニ掲グル事項ヲ目的トスル労働者ノ團體又ハ其ノ聯合團體ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本法ノ労働組合ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

労働組合法案理由書

近時労働組合ノ發達著シク其ノ産業界ニ於ケル地位頗ル重要ト爲リ來レルノ狀勢ニ鑑ミ労働組合法ヲ制定シテ労働者ノ團結ヲ法律上公認スルト共ニ其ノ組織行動ニ對シ規準ヲ與ヘ其ノ運動ヲシテ秩序的ナラシムルコト緊要ナリト認ム是レ本法案ヲ提出スル所以ナリ

労働爭議調停法中改正法律案

労働爭議調停法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ニ掲グル以外ノ事業ニ於テ労働爭議發生シタル場合ニ於テ著シク關係地方ノ産業又ハ公益ヲ害スル虞アリト認メタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

當事者ノ請求ナキ場合ト雖モ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同ジ

第一條ノ二 前條第一項若ハ第三項ニ規定スル労働爭議ニ付當事者ノ請求アリタルトキ若ハ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ同條第二項ニ規定スル労働爭議ニ付當事者雙方ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ當該官吏ヲシテ調停ニ關スル調査審理ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條 行政官廳調停委員會ヲ開設セントスルトキ又ハ當該官吏ヲシテ調停ニ關スル調査審理ヲ爲サシメントスルトキハ當事者雙方ニ之ヲ通知スベシ

第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

行政官廳ハ當事者雙方ノ同意アリタルトキハ前項ニ定ムル委員ノ數ヲ増減スルコトヲ得

第九條ニ左ノ二項ヲ加フ

當該官吏調停ニ關スル調査審理ヲ爲ス場合ニ於テハ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタル日ヨリ十日

以内ニ調査審理手續ヲ結了スルコトヲ要ス
前項ノ期間ハ行政官廳必要アリト認メタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得但シ十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條中「各二名」ヲ「各半数」ニ改ム

第十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

行政官廳ハ當該官吏ヲシテ調停委員會ニ出席シ意見ヲ述ベシムルコトヲ得

第十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ第一條ノ二ノ規定ニ依リ當該官吏ガ調停ニ關スル調査審理ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス
第十九條中「調停手續」ノ下ニ「又ハ調査審理手續」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一條第一項ニ掲グル以外ノ事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ行政官廳ガ著シク關係地方ノ産業又ハ公益ヲ害スル虞アリト認メタル場合ニ於テ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキ亦前項ニ同ジ

第十九條ノ二 第一條第一項ニ掲グル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ作業閉鎖又ハ同盟罷業ヲ爲ス場合ニ於テハ當事者(當事者ガ團體又ハ集團ナル場合ニ於テハ其ノ主タル代表者)ハ三日前ニ行政官廳ニ對シ調停委員會開設ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲サザル者

二 第十九條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條中「第十九條」ヲ「第十九條第一項」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十九條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

本法ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

労働爭議調停法中改正法律案理由書

最近ニ於ケル労働爭議ノ實狀ニ鑑ミ現行法ヲ改正シ調停委員會ヲ開設シ得ル場合ヲ擴張シ新ニ當該官吏ノ權限ヲ規定シ尙所謂公益事業ノ労働爭議ニ關シ作業閉鎖又ハ同盟罷業ノ爭議手段ヲ用フル場合ハ事前ニ調停ヲ申請スルコトヲ要スルモノトスル等調停機關ノ活動ヲ圓滑ナラシメ以テ労働爭議ヨリ生ズル社會上竝ニ産業上ノ損害ヲ少カラシムルコト必要ナリト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

船員保險法案

船員保險法

第一章 總則

第一條 船員保險ニ於テハ保險者ガ被保險者ノ疾病、負傷、廢疾、分娩又ハ死亡ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手当金、廢疾手当金、分娩費、出産手当金、埋葬料若ハ遺族手当金ノ支給ヲ爲スモノトス

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ船員ガ其ノ勞務ノ對價トシテ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準ズベキモノヲ謂フ

賃金、給料又ハ俸給ニ準ズベキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス

標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利、療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、埋葬料若ハ第五十一條第二項ノ規定ニ依ル埋葬費ノ支給ヲ受ケ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及第三十一條ノ規定ニ依リ費用ノ償還ヲ受クル權利ハ一年、廢疾手当金若ハ遺族手当金ノ支給ヲ受ケ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅

ス

前項ノ時効ノ中断、停止其ノ他ノ事項ニ關シテハ民法ノ時効ニ關スル規定ヲ準用ス

船員保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ時効ノ中断ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 船員保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第七條 保險者又ハ保險給付ヲ受クベキ者ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ埋葬料若ハ遺族手當金ノ支給ヲ受クル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 船舶ノ借入人、受害者其ノ他船舶所有者ニ非ザル者ニシテ第十六條各號ノ一ニ該當スル者ノ雇傭スル船員ニ關シテハ本法ノ適用ニ付其ノ雇傭者ヲ以テ船舶所有者ト看做ス

第九條 船舶ガ沈没シ又ハ行方不明ト爲リタル際現ニ其ノ船舶ニ乗組ミタル被保險者又ハ其ノ船舶ニ乗組中、被保險者ノ資格ヲ喪失シ引續キ乗船シタル者ニシテ沈没ノ日又ハ最後ノ消息アリタル日ヨリ三月間其ノ生死分明ナラザルトキハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ期間滿了ノ日ニ死亡シタルモノト推定ス被保險者又ハ船舶ニ乗込中、被保險者ノ資格ヲ喪失シ引續キ乗船シタル者ガ船舶航行中、行方不明ト爲リタル場合ニ於テ最後ノ消息アリタル日ヨリ三月間生死分明ナラザルトキ亦同ジ

第十條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ職權ノ一部ヲ命令ヲ以テ保險官署ニ委任スルコトヲ得

第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アルトキハ保險者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料及延滞金ヲ徵收ス

第十二條 前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ納付セザルトキハ保險者ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得

保險者ガ前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ノ請求ヲ爲シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ保險者ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ當該市町村ニ交付スベシ

前二項ノ規定ニ於テ市町村アルハ市町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第十三條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス

第十四條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ付テハ國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ規定ヲ準用ス

第二章 被保険者

第十六條 船舶所有者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ雇傭セララルル船員ハ船員保險ノ被保険者トス

- 一 國又ハ本法施行區域内ノ公共團體
- 二 本法施行區域内ニ住所ヲ有スル日本臣民
- 三 本法施行區域内ニ本店ヲ有スル商會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員ガ日本臣民ナルモノ
- 四 本法施行區域内ニ主タル事務所ヲ有スル法人ニシテ其ノ代表者ノ全員ガ日本臣民ナルモノ

第十七條 前條ニ規定スル船員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ規定ニ拘ラズ船員保險ノ被保険者タラザルモノトス

- 一 船舶ニ乗組マザル船員ニシテ賃金、給料又ハ俵給ノ全額ヲ受ケザル者
- 二 船舶職員及之ニ準ズベキ者ニシテ一年ノ報酬千四百圓ヲ超ユル者
- 三 湖川港灣ノミヲ航行スル船舶ノ船員トシテ雇傭セラレタル者
- 四 船舶法第二十條ニ掲グル船舶ノ船員トシテ雇傭セラレタル者
- 五 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

前項第二號ノ船舶職員ニ準ズベキ者ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

第十八條 第十六條ノ船員ガ外國人ナルトキハ其ノ國ニ於テ日本人タル船員ヲシテ本法ノ被保険者ト同様ノ利益ヲ享受セシムル場合ニ限り之ヲ船員保險ノ被保険者トス

第十九條 第十七條第一項第三號若ハ第四號ニ掲グル者又ハ同項第五號ニ掲グル者ノ中主務大臣ノ指定スル者ヲ雇傭スル船舶所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ所有スル船舶ノ全部又ハ一部ニ付船員トシテ雇傭セララルル者ヲ包括シテ船員保險ノ被保険者ト爲スコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保険者ト爲ルベキ船員ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第二十條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ其ノ船舶ノ船員トシテ雇傭セララルル者ハ船員保險ノ被保険者トス但シ第十七條第一項第一號若ハ第二號ニ該當スル者又ハ同項第五號ニ該當スル者ニシテ主務大臣ノ指定スル者以外ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 第十六條ノ規定ニ依ル被保険者ハ雇傭セラレタル日、第十七條第一項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日又ハ第十八條ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ヨリ、前條ノ規定ニ依ル被保険者ハ認可アリタル日、雇傭セラレタル日、前條但書ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日又ハ前條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第二十二條 第十六條ノ規定ニ依ル被保険者ハ死亡シタル日、解雇セラレタル日、第十七條第一項ノ

規定ニ該當スルニ至リタル日又ハ第十八條ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ、第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、解雇セラレタル日、第二十條第一項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタル日又ハ第二十條第二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十三條 第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ雇傭スル船舶所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部又ハ一部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ニシテ其ノ資格ヲ喪失スベキ者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ル事ヲ要ス

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十四條 第二十二條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ資格喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシ者勅令ノ定ムル期間内ニ申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ百八十日ヲ經過シタルトキ、保険料ヲ納付セズシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ、第十六條若

ハ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ、前條第二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ又ハ健康保險ノ被保險者ト爲リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス
前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニハ第二十二條ノ規定ヲ準用ス

第三章 保險者

第二十六條 船員保險ノ保險者ハ國トス

第二十七條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ雇傭スル船舶所有者ヲシテ其ノ雇傭スル者ノ異動、報酬等ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提示セシメ其ノ他船員保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十九條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル官吏ヲシテ保險事故ノ生ジタル場所又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ療養ヲ爲ス場所ニ臨檢セシムルコトヲ得但シ急迫ノ場合ノ外日出前日没後ニ於テハ其ノ場所ノ管理人又ハ現住者ノ意ニ反シテ臨檢セシムルコトヲ得ズ

第三十條 保險者ハ保險給付ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療又ハ看護ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得

第三十一條 被保險者又ハ被保險者タリシ者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ保險給

付ヲ爲スコト困難ナルトキハ保險者ハ船舶所有者ヲシテ保險給付ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ船舶所有者ハ保險者ニ對シ保險給付ニ要シタル費用ノ償還ヲ請求スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ船舶所有者ヲシテ保險給付ヲ爲サシムベキ場合、其ノ保險給付ノ種類及程度並ニ費用ノ償還ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 保險給付

第一節 療養ノ給付及傷病手當金

第三十二條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス

前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第三十三條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第三十四條 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第三十五條 病院ニ收容シタル被保險者又ハ船舶ニ乗組中ノ被保險者ニ對シテ支給スベキ傷病手當

金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第三十六條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ療養ノ給付及傷

病手當金ノ支給ハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ治癒スル迄之ヲ爲ス但シ第四十三條ノ規定ニ依リ療疾手當金ヲ支給シタルトキハ以後療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ之ヲ爲サズ

第三十七條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ依リ發シタル疾病ニ付發病又ハ負傷ノ日ヨリ起算シ百八十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ

第三十八條 船舶所有者ガ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療又ハ看護ノ費用ヲ負擔スル場合ニ於テハ療養ノ給付ハ其ノ期間満了ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ爲ス

第三十九條 船舶所有者ガ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療又ハ看護ノ費用ヲ負擔スル期間内ト雖モ必要アリト認ムルトキハ保險者ハ療養ノ給付ヲ爲シ其ノ費用ヲ船舶所有者ヨリ徴收スルコトヲ得

第四十條 船舶所有者ガ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療又ハ看護ノ費用ヲ負擔スル期間ハ第三十七條ニ規定スル期間ニ之ヲ算入ス

第四十一條 本人又ハ第三者ガ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メテ申請シタルトキハ保險者ハ第三十七條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ

對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ申請者ヨリ之ヲ徴收ス

第二節 療疾手當金

第四十二條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發シタル疾病治癒シタル時ニ療疾ト爲リタルトキハ療疾手當金ヲ支給ス

第四十三條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ發病又ハ負傷ノ日ヨリ起算シ三年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發シタル疾病治癒セザルトキハ療疾手當金ヲ支給スルコトヲ得

第四十四條 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テ第三十七條ニ規定スル期間内ニ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發シタル疾病ガ治癒シタル時ニ療疾ト爲リタルトキ又ハ其ノ期間經過後一年内ニ其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ療疾ト爲リタルトキハ療疾手當金ヲ支給ス

前項ノ療疾手當金ハ發病又ハ負傷ノ日前一年内ニ於テ百八十日間被保險者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ支給セズ

第四十五條 療疾手當金ノ額ハ左ノ範圍内ニ於テ療疾ノ程度ニ應ジ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一 第四十二條又ハ第四十三條ノ規定ニ因ル場合 報酬日額四十日分以上八百十日分以下

二 前條ノ規定ニ依ル場合

報酬日額三十日分以上五百四十日分以下

第三節 分娩費及出産手當金

第四十六條 被保險者ガ分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十圓ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第四十七條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スベキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第四十八條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第四十九條 被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ベカリシ保險給付ヲ受クルコトヲ得

第五十條 出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セズ

第四節 埋葬料及遺族手當金

第五十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬料トシテ其ノ死亡者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額ガ三十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ三十圓トス

- 一 被保険者死亡シタルトキ
 - 二 被保険者タリシ者ニシテ第六十一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ疾病又ハ負傷ニ關シ保險給付ヲ受クル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタルトキ
 - 三 被保険者タリシ者ニシテ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受クル者其ノ疾病又ハ負傷若ハ之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタルトキ
 - 四 被保険者タリシ者ニシテ第四十九條又ハ第六十一條第一項ノ規定ニ依リ分曉ニ關シ保險給付ヲ受クル者其ノ分曉又ハ之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ死亡シタルトキ
- 前項ノ場合ニ於テ埋葬料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス
- 第五十二條 前條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ被保険者又ハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ對シ遺族手當金ヲ支給ス
- 前項ノ遺族手當金ハ死亡ガ業務上ノ事由ニ因ル場合以外ノ場合ニ於テハ發病又ハ負傷ノ日前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ支給セズ
- 第五十三條 遺族手當金ノ額ハ左ノ額トス
- 一 死亡ガ業務上ノ事由ニ因ル場合
報酬日額五百四十日分
 - 二 死亡ガ業務上ノ事由ニ因ル場合以外ノ場合
報酬日額三百六十日分

第五十四條 遺族手當金ノ支給ヲ受クベキ者ノ順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五節 保險給付ニ關スル制限

第五十五條 被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生ゼシメタルトキハ保險給付ヲ爲サズ

遺族手當金ノ支給ヲ受クベキ者被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ前條ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル先順位者ヲ故意ニ死ニ致シタルトキハ其ノ者ニ對シテハ保險給付ヲ爲サズ此ノ場合ニ於テ後順位者アルトキハ其ノ者ニ之ヲ支給ス

第五十六條 被保險者又ハ被保險者タリシ者鬪争、泥酔若ハ著シキ不行跡ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハザルニ因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ傷病手當金ノ全部若ハ一部又ハ廢疾手當金ノ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十七條 療養ノ給付、傷病手當金、分曉費又ハ出產手當金ノ支給ヲ受クベキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間之ヲ支給セズ

- 一 陸海軍ニ徵集、召集其ノ他ノ方法ニ依リ編入セラレタルトキ但シ在營セザル期間ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 本法施行區域外ニ在ルトキ但シ船舶ニ乗組ミタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三 感化院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメラレタルトキ
四 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ
他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ
對シテハ療養ノ給付ヲ爲サズ

前項ニ掲グル者ニ付テハ第三十五條又ハ第四十七條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハザル者ニ對シ之ニ支給スベキ傷
病手当金又ハ療疾手当金ノ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十九條 保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シ勅
令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ第三十條ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一
部ヲ爲サザルコトヲ得

第六節 雜 則

第六十一條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保
險者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間繼續シテ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病又ハ負傷ニ關シ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶
所有者ノ負擔ニ於テ治療又ハ看護ヲ受クル者ハ其ノ期間經過後被保險者トシテ療養ノ給付ヲ受ク

ルコトヲ得ベカリシ期間療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者又ハ被保險者ノ資格喪失後商法第五百七十八條第一項ノ
規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療若ハ看護ヲ受クル者ハ被保險者トシテ受クルコトヲ得ベ
キ療疾手当金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第六十二條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クル
コトヲ得ベキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ベキ期間傷病手当金又ハ出
産手当金ノ全部又ハ一部ヲ支給セズ

第六十三條 前條ニ掲グル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ベ
カリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハザリシトキハ保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依
リ傷病手当金又ハ出産手当金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ船舶所有者ヨリ之ヲ徴收ス

第六十四條 保險給付ヲ受クベキ者他ノ法令ノ規定ニ依リ保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ重複スル部分ニ付テハ保險給付ヲ爲サズ

第六十五條 第九條ノ規定ニ依リ死亡者ト推定セラレタル者ガ生存シ又ハ生存シタルコト分明ト爲
リタルトキハ遺族手当金ノ支給ヲ受ケタル者ハ之ヲ返還スルコトヲ要ス

第六十六條 保險給付ノ支給期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 保險者ハ事故ガ第三者ノ行爲ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ保險給付ヲ受クベキ者ガ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第六十八條 保險給付ノ支給ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第六十九條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第五章 費用ノ負擔

第七十條 保險者ハ船員保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十一條 被保險者及被保險者ヲ雇傭スル船舶所有者ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十三條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十二條 事故多キ船舶ニ乗組ム被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ勅令ヲ以テ船舶所有者ノ負擔スベキ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十三條 被保險者ノ負擔スベキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ第二十四條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徵收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ船舶所有者ノ負擔トス

第七十四條 被保險者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險料ヲ徵收セズ

一 傷病手當金又ハ出產手當金ノ支給ヲ受クルトキ

二 第五十七條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

第七十五條 船舶所有者ハ其ノ雇傭スル保險者ノ負擔スベキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ

第七十六條 船舶所有者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スベキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第七十七條 本法ニ規定スルモノノ外保險料ノ納付ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 審査ノ請求、訴願及訴訟

第七十八條 保險給付又ハ第三十一條第一項ノ規定ニ依ル費用ノ償還ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次船員保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次船員保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第七十九條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ第二次船員保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第八十一條 船員保險審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十二條 第十二條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八十三條 船員保險審査會ハ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證據ヲ爲スコトヲ得

證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フベキ地ノ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

證據調ニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定及民事訴訟費用法第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス但シ船員保險審査會ノ爲ス證據調ニ關シテハ過料ノ言渡ヲ爲シ又ハ勾引ヲ命ズルコトヲ得ズ

第八十四條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五十八條第二項及第五十九條ノ規定ヲ準用ス

第七章 罰則

第八十五條 正當ノ理由ナクシテ第二十九條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ゲ又ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十六條 第二十八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 船舶所有者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第八十八條 船舶所有者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

船員保險法案理由書

工場、鑛山其ノ他陸上ニ於ケル勞働者ニ對シテハ現在健康保險法又ハ工場法鑛業法ニ基ク命令等ニ於テ其ノ負傷疾病等ニ付一定ノ保護施設ノ設ケラルルモノアルモ、勞務上ノ危險多ク、生活上ノ慰安少キ海上勞働者ニ對シテハ僅ニ商法中ニ若干ノ規定アルニ止マリ、船員保護上遺憾少カラザルノミナラズ、我國國民經濟上重要ナル關係ヲ有スル海運業ノ發展ニ支障ナシトセズ仍テ茲ニ新ニ船員保險制度ヲ制定シ、船員ノ疾病負傷ノ場合ニ之ガ療養ヲ爲シ、其ノ就業不能ノ期間ニ對シ傷病手當

金ヲ給シ、又痾疾状態ニ陥リタル場合ニ之ニ痾疾手當金ノ支給ヲ爲スト共ニ更ニ其ノ死亡ノ場合ニ於テハ遺族ニ對シ遺族手當金ヲ給スル等ノ途ヲ開キ、以テ其ノ生活ノ安全ヲ保障シ後顧ノ患ナカラシメ、社會政策上竝ニ經濟政策上刻下喫緊ノ需要ニ應ズル所アラントス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

労働問題關係調査統計(別表)

内務省社會局労働部調査

(別表一A)

工場労働者数調査

(昭和五年十二月末現在)

府県別	官		公		民		計	
	管	營	法適用	法非適用	法適用	法非適用	計	計
北海道	一、六二二	九七	一、四六	一、〇六八	一〇、二二八	五、五六一	二五、七七九	二七、四四六
東 京	一〇、一五三	八、〇〇六	三、九八三	一、〇六八	二六、八八一	六、三二五	一八、四一四	一九八、三九七
京 都	四、二二六	一、四七四	三、一四	三三	三三、三三三	一、九五九	五六、二九六	六五、〇〇〇
大 阪	一、六三三	一、七七一	一、七七一	一、〇六八	一、〇六八	一、〇六八	一、〇六八	一、〇六八
神 奈 川	一、五六一	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇
兵 庫	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八
長 崎	七、〇八〇	一、四一〇	一、四一〇	一、四一〇	一、四一〇	一、四一〇	一、四一〇	一、四一〇
新 潟	九六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六
埼 玉	三、六七三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
群 馬	六四一	四一七	四一七	四一七	四一七	四一七	四一七	四一七
千 葉	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一、五八、〇六六	一、五八、〇六六	一、五八、〇六六	一、五八、〇六六	一、五八、〇六六	一、五八、〇六六	一、五八、〇六六	一、五八、〇六六

労働問題関係調査統計

計	沖繩	鹿児島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	岡山	広島	鳥取	島根	鳥取	富山
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

(別表二)

工場及鑛山數調

(昭和五年十二月末現在)

業種別	工場數	人員	採試掘別	業種別	鑛山數
染織工場	二八,二一〇	一,〇七七,二九一	採掘山	金	二七
機械器具工場	一一,六五二	三八六,七五一	採掘山	石炭	四一八
化學工場	六,六〇二	二〇三,六一六	採掘山	石油	六
飲食物工場	三,九〇〇	八六,四三〇	採掘山	非鑛山	二七
雜工場	一七,二八二	一八七,一七六	採掘山	石油	一八
特別工場	三,一八四	二五,四四一	採掘山	石油	一
小別工場	七〇,八三〇	一,八六六,七〇〇	採掘山	石油	一
官勞工場	三三五	一三二,四一一	採掘山	石油	一
計	七一,二一五	一,九九九,一一六	採掘山	石油	一

(別表三A)

労働組合數及組合員數概括表

(昭和五年十二月末現在)

種別	労働者總數	組織労働者數	組織労働者に對する比率%	種別	労働組合數	組合總數に對する%	労働組合員數	組合員總數に對する%
工場労働者	二,〇七六,〇〇五	一六四,一五七	七.九%	産業	一四二	二.〇%	二四,九七四	一.八%
鑛山労働者	二二五,八六二	五,四八六	二.四%	一般労働者	三二二	四.〇%	三〇,〇〇〇	一.二%
運輸、交通、通信労働者	五〇六,六九六	一四二,七九一	二八.二%	聯合組合	三九	〇.五%	一〇,〇〇〇	〇.四%
日傭労働者其他	一,九〇四,四三九	四一,八七八	二.一%	聯合組合	二二	〇.三%	一〇,〇〇〇	〇.四%
計	四,七一三,〇〇二	三五四,三一二	七.五%	聯合組合	二二	〇.三%	一〇,〇〇〇	〇.四%

労働問題關係調査統計

(別表三B)

業態別	勞働組合數		組合員數	
	對總數%	對前年%	對總數%	對前年%
機械器具	七四	一〇〇	二八	一〇〇
化學	六八	一〇〇	四	一〇〇
染織	三四	一〇〇	四	一〇〇
飲食物	二四	一〇〇	一	一〇〇
雜工業	一一九	一〇〇	二	一〇〇
礦業	一六	一〇〇	二	一〇〇
瓦斯電氣	一三	一〇〇	三	一〇〇
運輸交通				
陸上運輸			八四	一〇〇
海上運輸			五二	一〇〇
通信			三二	一〇〇
土木建築			二〇	一〇〇
其他			二五八	一〇〇
計			七一二	一〇〇

(別表三C)

年次別	團體數		團體員數	
	前年比%	前年末ト比較	前年比%	前年末ト比較
大正十年	三〇〇増	二七	一〇三、四一二	一
大正十一年	三八九増	八九	一三七、三八一増	三三、九六九
大正十二年	四三二増	四三	一一五、五五一減	一一、八三〇
大正十三年	四六九増	三七	一二八、二七八増	一一〇、七二七
大正十四年	四五七減	一二	二五四、二六二増	二五、九八四

(別表三D)

名稱	所在地	創立年月日	備考
海軍勞働組合聯盟	廣島	大正一三、三、二二	各海軍工廠職工ヲ以テ組織スル産業別組合
日本勞働總同盟	東京	大正元、八、一	各種勞働者ヲ以テ組織スル一般勞働者組合
全國勞働組合同盟	東京	昭和五、六、一	舊組合同盟、全國同盟ノ合同シタル一般勞働者組合
日本交通勞働總聯盟	東京	大正一五、六、二七	東京、大阪、橫濱、神戸、名古屋等ノ市電從業員組合ヲ以テスル産業別組合
官業勞働總同盟	大阪	大正一三、三、二	陸軍造兵廠其ノ他官業勞働者ヲ中心トス一般勞働者組合
日本勞働組合總聯合	東京	大正一五、一、一七	各種勞働者ヲ以テ組織スル一般勞働者組合
日本造船勞働聯盟	神奈川	大正一四、五、二〇	橫濱、浦賀、石川島等ノ造船所勞働者ヲ主トシタル産業別組合ナリシガ加
足尾銅山鐵職夫組合總聯合會	栃木	大正一四、一、二一	足尾銅山ノ勞働者ヲ以テ組織スル産業別組合
全國勞働組合自由聯合會	東京	大正一五、六、二〇	各種勞働者ヲ以テ組織スル一般勞働者組合
日本港灣從業員組合聯盟	兵庫	昭和五、五、八	戶畑、東京、大阪、小樽、名古屋等ノ港灣内船舶乘組員ヲ以テ海員組合ノ傍
日本窯業勞働總同盟	愛知	昭和二、五、二五	系トシテ組織シタル産業別組合
(日本勞働組合全國協議會)	東京	昭和三年(正式ニ發會式ヲ舉行セズ)	愛知、岐阜縣下ニ於ケル製陶業關係勞働者ヲ以テ組織スル産業別組合
單一組織體	東京	昭和三年(正式ニ發會式ヲ舉行セズ)	舊評議會ノ後身トセラレ

名	稱	所在地	創立年月日	備	考
日本海員組合		兵庫	大正一〇、五、七	普通船員ヲ以テ組織スル産業別組合	
海員協同組合		兵庫	明治四〇、三、六	高級船員ヲ以テ組織スル産業別組合	
日本製鐵労働組合聯合會	(舊共同研究會)	福岡	大正九、六、二〇	八幡製鐵所従業員ヨリナル産業別組合、昭和五年十一月八日之ヲ解散シ九日日本製鐵労働組合聯合會ヲ組織ス	
純向工會		大阪	大正一一、一一、二六	大阪砲兵工廠、京都電機會社其ノ他工場鐵山労働者ヲ以テ組織スル一般労働者組合	
東京瓦斯工組合		東京	大正八、七、一	東京瓦斯株式會社従業員ヨリナル産業別組合	
東京モスリン吾嬭工場従業員組合		東京	昭和三、八、一	東京モスリン吾嬭工場従業員ヨリナル産業別組合	
商船同志會		兵庫	大正八、一、二	大阪商船司附部員ヲ以テスル職業別組合	
横濱市従業員組合		神奈川	昭和三、七、二	横濱市土木衛生従業員ヨリナル一般労働者組合	
大阪市電愛友會		大阪	大正一三、六、一〇	大阪市電工夫、電機職工等ヲ以テ組織スル産業別組合	
東京市従業員組合		東京	大正一三、五、二〇	東京市衛生道路等ノ従業員ヨリナル一般労働者組合	
横濱港仲仕共済會		神奈川	大正九、四、九	横濱港仲仕ヲ以テ組織スル職業別組合	
日本美術友禪工組合		大阪	大正八、一一、一五	大阪府下友禪染工ヲ以テ組織スル産業別組合	
ダンロップ護謄工組合		兵庫	大正一〇、八、三	ダンロップ會社従業員ヲ以テ組織スル産業別組合	
大阪電氣労働組合		大阪	大正九、三、二一	大阪市電燈部従業員ヲ以テ組織スル産業別組合	
金町工場工員向上會		東京	昭和五、一〇、五	東京モスリン會社金町工場従業員ヲ以テ組織スル産業別組合	
東京モスリン龜戶工場工會		東京	大正一四、一、二五	東京モスリン龜戶工場従業員ヲ以テ組織スル産業別組合	
東電従業員組合		東京	昭和二、一一、一一	東京電燈株式會社従業員ヲ以テ組織スル産業別組合	

(別表四A)

同盟罷怠業工場閉鎖累年比較表

年次	件數	參加人員	年次	件數	參加人員
明治三十年(下半年)	三二	三、五一〇	大正三	五〇	七、九〇四
明治三十一年	四三	六、二九三	大正四	六四	七、八五二
明治三十二年	一五	四、二八四	大正五	一〇八	八、四一〇
明治三十三年	一一	二、三一六	大正六	三九八	五七、三〇九
明治三十四年	一八	一、九四八	大正七	四一七	六六、四五七
明治三十五年	九	一、三五九	大正八	四九七	六三、一三七
明治三十六年	六	八七九	大正九	二八二	三六、三七一
明治三十七年	一九	五、〇一三	大正一〇	二四六	五八、二二五
明治三十八年	一三	二、八三七	大正一一	二五〇	四一、五〇三
明治三十九年	五七	九、八五五	大正一二	二九三	三六、二五九
明治四十年	一一	八二三	大正一三	二九三	五四、五二六
明治四十一年	一一	三一一〇	大正一四	四九五	四〇、七四二
明治四十二年	一〇	六、九三四	大正一五(昭和元年)	三九三	六七、二三四
明治四十三年	二二	二、一〇〇	昭和二	三八三	四六、六七二
明治四十四年	四九	五、七三六	昭和三	三九三	四三、三三七
明治四十五年(大正元年)	四七	五、二四二	昭和四	五七一	七七、二八一
大正二年	四七	五、二四二	昭和五	九〇六	八一、三二九

(別表四B)

年次	参加人員數別		同盟罷業工場閉鎖参加人員類別件數調表															
	十六人未満	十六人以上	五十人未満	五十人以上	一百人未満	一百人以上	三百人未満	三百人以上	五百人未満	五百人以上	千人未満	千人以上	三千人未満	三千人以上	五千人未満	五千人以上	一万人以上	計
大正十年	二七	九五	四七	四七	一六	一三	一六	一三	一五	一八	一八	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二四六
大正十一年	三七	七七	四七	五七	一三	一五	一三	一五	一八	一八	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二五〇
大正十二年	五二	九八	四九	三六	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	二七〇
大正十三年	六二	一一三	六三	五五	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	三三三
大正十四年	五七	一〇六	六二	三九	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一二三	二九三
大正十五年	一三三	一六二	九四	七八	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	四九五
昭和元年	七三	一五六	六七	五七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一一	三八三
昭和二年	八三	一七四	六八	四八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一一	三九七
昭和三年	一二六	二四五	九五	七六	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	五七六
昭和四年	二八〇	三四五	一三九	一〇〇	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一一	五七六
昭和五年																		九〇六

備考 大正十五年以前ハ工場閉鎖ヲ含マズ

(別表四C)

自大正十三年至昭和五年 同盟罷業工場閉鎖要求事項表

要求事項別	大正十三年		大正十四年		大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
労働組合ノ自由又ハ確認	四	七、二四三	四	六、三三三	二	二、〇八一	一三	八、八三三	九	一、〇二九	六	三、〇八一	一〇	九、九一
賃銀ノ増額	一四	二、〇七三	一〇〇	七、九〇三	二二	一、四一〇	六〇	八、六三三	一〇二	一、六九三	九	七、〇〇九	〇	八、〇〇〇
賃銀減額反對	三〇	三、七〇一	四	六、二四三	四七	四、六四三	六	一、二二九	四、七六三	一、六四三	一、二二九	一、八、四一〇	二、九一	三、七〇一
賃銀算定支給方法變更又ハ反對	三三	七、〇〇一	四	五、二二九	五八	一〇、六八三	三六	三、四四三	一	一、六四三	一〇	一、八、四一〇	二、九一	三、七〇一
労働時間短縮	一四	二、〇七三	九	九、三三三	五	一、七八三	八	三、四四三	九	一、六四三	一〇	一、八、四一〇	二、九一	三、七〇一
公休日ノ設定	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
作業規則ノ變更又ハ反對	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
労働委員会ノ設置又ハ組織權限變更	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
工場設備其ノ他福利増進施設	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
解雇、退職手當ノ確立又ハ増額	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
解雇者ノ復職	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
爭議ニ關シ犧牲者ヲ出ササル事	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
監督者ノ排斥	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
其他	一	三、九三三	五	三、四四三	二	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三	一	三、四四三
計	三三三	五、五五六	二九三	四、七三三	四九	六、七三三	一三三	一、〇二九	一三三	一、〇二九	一三三	一、〇二九	一三三	一、〇二九

(別表四D)

年次	繼續日數別					計
	四日未滿	四日以上 十一日未滿	十一日以上 三十一日未滿	三十一日以上	自然消滅	
大正三年	三、八〇七	三、九一六	一、八一			七、九〇五
大正四年	四、四七九	三、〇五一	三、二二五			七、八五六
大正五年	五、二六九	二、五三八	六、二九五			八、四一〇
大正六年	三、七五三	二、九〇八	六、五三一			五、七三〇
大正七年	四、九三〇	二、二七〇	一、二三一			六、四一七
大正八年	三、〇三六	二、五〇一	三、六七九			六、三二七
大正九年	一、九六七	一、五〇二	八、三三一			三、六二七
大正十年	一、三六八	一、二九四	三、七一九			五、八二二
大正十一年	一、四〇七	一、三〇六	四、〇二八			四、一五〇
大正十二年	九、七〇一	一、八八〇	三、〇二九			三、六二〇
大正十三年	一、三三三	二〇、七一八	一、六五〇			五、四三三
計	三、八〇七	三、九一六	一、八一			七、九〇五

(別表四E)

備考 大正十五年以前ハ工場閉鎖ヲ含マズ

年次	大正十四年	大正十五年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
大正十四年	一四、八三五	九、七九六	一五、三六七	七、七七八			四〇、七四三
昭和元年	三〇、五八〇	二〇、一〇七	九、一四五	二〇、四六〇			八〇、三九五
昭和二年	九、三六四	一〇、〇九八	九、一六八	一五、五九二			四六、三六三
昭和三年	一七、九六九	一六、六三五	六、四八一	四、九二五			四六、六七二
昭和四年	二八、八九七	二〇、七九七	一六、〇四六	一〇、一五六			七、七四六
昭和五年	一二、七二六	三一、六三二	二、八六五	一〇、九一三			八一、三二〇
計	一四、八三五	九、七九六	一五、三六七	七、七七八			四〇、七四三

自大正十二年
至昭和五年
同盟罷怠業工場閉鎖業態別調表

業態別	年次				
	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年 (昭和元年)	昭和二年
機械製造職工	二七	四四	二三	二四	三七
船舶車輛製造職工	一〇	七	七	八	三
其ノ他ノ職工	一五	三二	二四	五二	四九
窯業職工	四二	二〇	二〇	五五	三二
計	五八	八四	六六	一三三	八二

勞働問題關係調査統計

年次別	労働争議発生 件数	調停件数	調停件数/争議 ニ對スル割合
大正十六年	一〇、二八九	二、八四六	二八、一四〇七
大正十五年	八、八二六	四、四一五	一三、二一五二
大正十四年	五、八一六	三、九一七	一七、九一七三
大正十三年	三、五四三	一、七四〇	一四、八五〇四
大正十二年	三、一六三	一、四〇三	一四、八五〇四
大正十一年	四、九七四	一、五〇三	一五、四〇三六
大正十年	六、九〇三	一、四〇七	一四、九一七三
大正九年	一、六〇六	一、三二〇	一四、九一七三
大正八年	一、九二二	一、〇七四	一〇、七四一四
大正七年	一、九三九	一、〇七四	一〇、七四一四
大正六年	一、九三九	一、〇七四	一〇、七四一四
大正五年	八、三〇九	一、三二〇	一四、九一七三
昭和二年	一、五五九	一、四一三	一四、九一七三
昭和三年	一、七三七	一、四一三	一四、九一七三
昭和四年	二、四三六	一、八七七	一八、八七七七
昭和五年	二、六八二	一、四一七	一四、九一七三

(別表四G)

自大正十一年至昭和五年 労働争議調停件数比較表

年次別	労働争議発生 件数	調停件数	調停件数/争議 ニ對スル割合
大正十一年	五八四	七七	一三%
大正十二年	六四七	一一七	一八%
大正十三年	九三三	一五七	一七%
大正十四年	八一六	一一〇	一五%
大正十五年(昭和元年)	一、二六〇	二六〇	二一%

(別表四H)

自大正十一年至昭和五年 労働争議調停者種別表

年次別	調停委員會	調停官吏	調停官吏ト其 他ト共同シ タル場合	警察官吏其 他ノ官吏	市町村長其 他ノ公務員	其ノ他ノ者	計
大正十一年							七七
大正十二年							一七
大正十三年							一五七
大正十四年							一一〇
大正十五年(昭和元年)		三二	四八	三三	一七	一三一	二六一

労働問題關係調査統計

昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
一〇一	七一	一〇二	一九〇
四一	一六	二五	五二
四五	五四	一〇二	一六四
三一	一六	三九	五六
一三三	九三	一八	一九六
三五	二五〇	三八六	六五九

(別表五)

無産政黨各派の選挙結果表

(1) 昭和二年府縣會議員總選挙結果表

政黨名	候補者數	得票總數	當選者數
政黨	一〇八	一一八、一七三	一三
労働農民黨	三三	四二、五一	四
日本農民黨	二九	三一、二二四	三
社會農民黨	三三	三五、九二八	三
日本労働農民黨	八	一三、〇一四	一
九州農民黨	三	六、二四四	一
計			
政黨	一三		一
關西民衆黨	四		一
獨立民衆黨	三		一
社會民政黨	三		一
佐世保民衆黨	一		一
計	二六	二五七、八三二	二八

(2) 昭和三年衆議院議員總選挙結果表

政黨名	候補者數	得票總數	當選者數
黨	一一二	四四、二〇三	四
日本農民黨	一七	一一〇、〇三九	一
社會民衆黨			一
労働農民黨			一
日本労働農民黨			一
計	一二	一五四、二四二	二

政黨名	市 (當選者)	町 (同上)	村 (同上)	計 (當選者)	得票總數
關西民衆黨	一	一	一	三	二二、〇一五
民衆進歩黨	一	一	一	三	五、九五二
佐世保民衆黨	一	一	一	三	八八
統一労働黨	一	一	一	三	四八九、七五三
計	四	四	四	一二	八八

(3) 昭和四年市町村會議員總選挙結果表

政黨名	市 (當選者)	町 (同上)	村 (同上)	計 (當選者)	得票總數
社會民衆黨	三八	七〇	五五	一六三	七一、五四三
日本大衆黨	一六	六三	一〇七	一八六	四三、〇四六
舊労働農民黨	七	一八	五三	七八	二四、三九五
地方政黨	六	一六	六五	八七	一一、六三〇
計	六七	一六七	二八〇	五一四	一五一、六一四

(4) 昭和五年衆議院議員總選挙結果表

政黨名	候補者數	得票總數	當選者數	黨名	候補者數	得票總數	當選者數
社會民衆黨	三四	一七六、三三四	二	全國民衆黨	二	一九、六九五	一
日本大衆黨	二三	一六六、一四七	二	地方無産黨	二六	七九、一六四	一
労働農民黨	一四	八二、六七八	一	計	一〇一	五二四、〇一八	五

(5) 英國勞働黨議席數、得票數調

年次別	議席數	得票數	年次別	議席數	得票數
一九〇〇年	二	六二、六九八	一九二二年	一四二	四、二五一、〇一一
一九〇六年	二九	三二三、一九五	一九二三年	一九二	四、五〇八、五〇四
一九一〇年(一月)	四〇	五〇五、一九〇	一九二四年	一五一	五、五一五、〇二七
一九一〇年(十二月)	四二	三七〇、八〇二	一九二五年	二八九	八、三三五、〇〇〇
一九一八年	五七	二、二四四、九四五			

(別表六A)

地主、小作人、自作人調		不詳
地主數	一、四七八、二一四戸	
小作人數	二、七三七、四三八戸	
自作農數	二、三五九、九三一戸	
自作兼小作人數	五、五七五、五八三戸	
計		

(別表六B)

小作人、地主組合及組合員數累年比較表

年次	種別	小作人組合		地主組合		地主小作人協同組合	
		組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
大正九年		四五〇	(不詳)	二三〇	(不詳)	八二	(不詳)
大正十年		六七九	(不詳)	一九四	(不詳)	八五	(不詳)
大正十一年		一一一四	一一三、三二二	二四七	二七、三六四	一七八	二二、九五〇
大正十二年		一、五三〇	一六三、九三一	二九〇	三三、五六一	三四七	四〇、五八〇
大正十三年		二、三三七	二二二、一二五	四二八	三九、九一〇	五九六	七九、二七七
大正十四年		三、三三三	三〇七、一〇四	四九八	四四、九一七	七五四	一一、二七〇
大正十五年(昭和元年)		三、九一五	三三八、七〇四	五九一	五五、八七九	八九四	一一、〇九七
昭和二年		四、二七五	三四七、四二九	六五五	六〇、九六四	一、〇二五	一一、二九六
昭和三年		四、一五	三二五、九八三	六一四	五四、三八四	一、〇六〇	一一、四七二
昭和四年		三、八六六	三〇一、三二六	五四三	四八、一〇四	一、二六四	一六九、四六二
昭和五年		三、九七九	二八六、八五二	五四九	五〇、五四〇	一、三二三	一七〇、三五三

(別表六C)

主要小作人組合一覽表

(昭和五年十二月末現在)

名	稱	本部所在地	創立年月日	組織地域
全日本農民組合	東	京	昭和三、七、五	全國的

勞働問題關係調查統計

日本農民組合總同盟	全國農民組合	中部農民組合	北日本農民組合	下越農民協會	佐渡農政革新會	日本小作人總同盟	栃木縣農民組合	北武農政誘掖俱樂部	川島領小作組合聯合會	中央日本農民組合	愛知中央親向會	日本農民組合山梨縣聯合會	全山梨農民組合東部聯盟	山形縣農民組合	富山縣農業團體聯合會	弓濱部小作人組合聯合會	東伯小作聯合會	長岡郡永小作權組合
大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同	大同
阪	泉	湯	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬
昭和二、三、六	昭和二、五、二七	昭和三、三、二八	昭和大正一三、一、二、一六	昭和一、二、三、二〇	昭和一、三、二、七	昭和一、四、三、一七	昭和一、四、一〇、一九	昭和一、二、四、一六	昭和一、二、一、一七	昭和三、五、二	昭和三、六、二一	昭和三、八、二二	昭和三、四、四	昭和三、三、二九	昭和三、三、二九	昭和三、三、二九	昭和三、三、二九	昭和三、三、二九
全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的	全國的
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
岐、愛知、三重の三縣	新潟縣下七郡	北蒲原、岩船の二郡	佐渡一郡	群馬縣及栃木縣ノ一部	栃木一縣	埼玉一縣	入間郡下五ヶ村	丹羽、東春日井、西春日井の三郡	名古屋、海部郡	山梨一縣	東八代郡	德海郡外四郡	富山一縣	西伯郡	東伯郡	長岡郡	長岡郡	長岡郡

(別表六D)

自大正五年至昭和五年 小作爭議累年比較表

年次別	爭議件數	關係		關係耕地面積
		主	小	
大正九年	四〇八	三四、一八〇	一四五、八九八	八八、六八〇、〇〇
大正十年	一、六八〇	二九、〇七七	一二五、七五〇	九〇、二五三、〇〇
大正十一年	一、五七八	三二、〇三六	一二九、一二〇	八六、三五九、〇〇
大正十二年	一、八六五	二一、九一〇	八八、三一五	五五、四六五、〇〇
大正十三年	一、二六〇	一九、九三八	八六、四〇四	五五、五五八、〇〇
大正十四年	一、三五四	三〇、六〇一	一一六、六六九	七六、二〇三、〇〇
大正十五(昭元)年	二、〇二九	一七、〇六八	六五、九九六	四四、七六六、〇〇
昭和二年	一、三四四	一三、〇八七	五〇、三五七	二三、五五七、〇〇
昭和三年	一、〇九九	一一、四五五	四九、八五五	三五、三八〇、四一
昭和四年	一、五三一	八、九六二	三七、一八三	二八、五〇六、六三
昭和五年	一、七二三			

(別表七)

國際勞動條約ノ各國ニ於ケル批准狀況

労働問題關係調査統計

備考

- 一、○批准登録済 ×○条件附批准
- 二、本表に示すものの外国際労働機関の締盟国にして第一回国際労働總會にて採擇せられたる黃燐使用に關する勸告に基き黃燐燐寸使用禁止に關する一九〇六年の「ベルヌ」條約に加盟せるもの及右勸告採擇前既に加盟せるもの左の如し。
- | | | | | |
|--------------------------------------|---------------------|---------------|---------------|------------|
| 日 本 | 英 吉 利 | 佛 蘭 西 | 伊 太 利 | 獨 逸 |
| 白 耳 義 | 印 度 | 加 奈 陀 | 濠 洲 | 埃 地 利 |
| 愛 蘭 | ニ ス ト ニ ア | 和 蘭 | 瑞 威 西 | 瑞 典 |
| 西 班 牙 | チ エ ッ コ、ス ロ ヴ ァ キ ア | 丁 物 牙 利 | 波 蘭 | 芬 蘭 |
| 新 西 蘭 | 何 牙 利 | 支 那 | ユ ウ ゴ ス ラ ヴ ア | 南 阿 蘭 |
| 羅 馬 尼 亞 | 支 那 | ル ク セ ン ブ ル グ | ユラグワイ | 以上二十九ヶ國 |
| 三、國際労働機関の締盟国にして全然労働條約案を批准し居らざるもの左の如し | | | | |
| アルゼンチン | ボ リ ビ ア | ブ ラ ジ ル | パ ラ グ ヴ ァイ | ウ ル グ ヴ ァイ |
| エチオピア | アルバニア | コロンビア | ドミニカ共和国 | グアテマラ |
| ハイチ | ホンチユラス | ニカラガ | パナマ | ベルリヤ |
| ベネズエラ | サルヴァドル | シヤム | ヴェネズエラ | ベネズエラ |
| ロシア | ロシア | ニュージーランド | | |
- 以上二十二ヶ國

昭和六年七月五日印刷
昭和六年七月八日發行

労働問題教程 附録

定價 金壹圓
(並製) 金七拾錢

受別料送

不許
轉載

發兌所

東京市小石川區
江戸川町十五番地

良書普及會

振替口座東京六四四九番
電話小石川一〇三三番
五一九八番
一九九番

著 者 君 島 清 吉

發 行 者 河 中 俊 四 郎

印 刷 者 鷺 見 九 市

印 刷 所 株 式 秀 英 舍

378

292

NO.

PATENTED NO. 119016

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851(葉倍)	30. cm. x	22.5cm. x	1cm.
852(四六倍)	26. " x	18.5 " x	1 "
853(葉)	22.5 " x	15. " x	1 "
854(四六)	18.5 " x	12.5 " x	1 "
855(特)	24. " x	15. " x	1 "

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS
F. MAMIYA & CO.
OSAKA-TOKYO-FUKUOKA



會及普書良

終